

# 情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

平成 25 年 度

枚 方 市



## 目 次

### I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	3
(5) 実施の方法	4
2. 情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
(3) 実施の方法	6

### II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求	7
(1) 処理状況	7
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示、非開示の適用条項	8
(4) 実施の方法	9
2. 個人情報ファイル	9
(1) 届出状況	9
3. 個人情報の目的外利用	10
(1) 条例第9条第1項第5号の規定による目的外利用の状況	10

### III. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員	19
(1) 審議会委員	19
2. 審議会開催状況	20
(1) 開催日及び諮問案件	20

## 目 次

### IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員 -----	23
(1) 審査会委員 -----	23
2. 諮問した不服申立ての処理状況 -----	23
(1) 処理状況 -----	23
3. 審査会開催状況 -----	24
(1) 開催状況及び諮問案件-----	24

### V. 資料

1. 情報公開の請求の内容等 -----	27
2. 情報公開の申出の内容等 -----	37
3. 自己情報開示等の請求の内容等 -----	48
4. 審議会への諮問及び答申の内容等-----	57
5. 審査会答申 -----	87
6. 条例及び施行規則 -----	100
枚方市情報公開条例 -----	100
枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）-----	105
枚方市個人情報保護条例-----	107
枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）-----	115
枚方市附属機関条例（一部抜粋）-----	119

## I . 情報公開制度の運用状況



## I. 情報公開制度の運用状況

### 1. 情報公開の請求

#### (1) 処理状況

平成25年度の情報公開請求は、63件ありました。

情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が29件、部分公開が16件、非公開が1件、公文書不存在が16件、却下が1件で、公開率は97.8%でした。

表1 情報公開請求処理状況

区 分	平成25年度	平成24年度	
請 求 者 数	47人	85人	
請 求 件 数	63件	94件	
処 理 状 況	全 部 公 開	29件	46件
	部 分 公 開	16件	35件
	非 公 開	1件	1件
	不 存 在	16件	11件
	取 下 げ	1件	1件
	却 下	1件	1件
公 開 率	97.8%	98.8%	
不 服 申 立 て	1件	1件	

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

#### (2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが54件（土木部23件、財務部8件など）、教育委員会に対するものが4件（学校教育部3件、社会教育部1件）、固定資産評価審査委員会に対するものが1件、上下水道事業管理者に対するものが3件、病院事業管理者に対するものが1件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	行政改革部	—	—	—	—	—	—	—
	政策企画部	—	—	—	—	—	—	—
	市民安全部	1	—	1	—	—	—	—
	総務部	2	1	—	1	—	—	—
	財務部	8	5	1	—	2	—	—
	地域振興部	2	1	1	—	—	—	—
	健康部	—	—	—	—	—	—	—
	福祉部	2	2	—	—	—	—	—
	子ども青少年部	1	—	1	—	—	—	—
	環境保全部	7	3	1	—	3	—	—
	環境事業部	3	1	1	—	1	—	—
	都市整備部	4	1	2	—	—	—	1
	土木部	23	11	5	—	7	—	—
	公共施設部	1	—	—	—	1	—	—
	会計課	—	—	—	—	—	—	—
	市議会事務局	—	—	—	—	—	—	—
	選挙管理委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	
小計	54	25	13	1	14	—	1	
教員委員会	管理部	—	—	—	—	—	—	—
	学校教育部	3	1	1	—	1	—	—
	社会教育部	1	1	—	—	—	—	—
小計	4	2	1	—	1	—	—	
選挙管理委員会	—	—	—	—	—	—	—	
公平委員会	—	—	—	—	—	—	—	
監査委員	—	—	—	—	—	—	—	
農業委員会	—	—	—	—	—	—	—	
固定資産評価審査委員会	1	1	—	—	—	—	—	
上下水道事業管理者	水道部	1	—	—	—	1	—	—
	下水道部	2	1	1	—	—	—	—
小計	3	1	1	—	1	—	—	
病院事業管理者	1	—	1	—	—	—	—	
議会	—	—	—	—	—	—	—	
合計	63	29	16	1	16	—	1	

(3) 部分公開、非公開の適用条項

部分公開及び非公開と決定したものについて、非公開部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第6条第1号の個人に関する情報が12件、同条第2号の法令秘情報が1件、同条第3号の法人等に関する情報が10件、同条第7号の事務事業執行過程情報が7件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項 (単位:件)

区 分		平成25年度	平成24年度
請 求 件 数		63	94
部 分 公 開 及 び 非 公 開 件 数		17	36
条例第6条第1号	個人に関する情報	12	23
第2号	法令秘情報	1	—
第3号	法人等に関する情報	10	17
第4号	国等との協力関係情報	—	—
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	意思形成過程情報	—	1
第7号	事務事業執行過程情報	1	11
第8号	公共の安全と秩序の維持に関する情報	—	1

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が44人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が3人でした。

表4 請求者の内訳 (単位:人)

区 分		平成25年度	平成24年度
市内に住所を有する者		44	57
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体		3	6
市内の事務所又は事業所に勤務する者		—	21
市内の学校に在学する者		—	—
市税の納税義務を有する者		—	1
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの		—	—
合 計		47	85

(5) 実施の方法

公開及び部分公開と決定したものの公開方法は、閲覧及び写しの交付が2件、写しの交付のみが42件でした。

なお、情報公開請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表5 実施の方法

区 分	平成25年度	平成24年度
閲覧のみ	1件	3件
閲覧及び写しの交付	2件	5件
写しの交付のみ	42件	72件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成25年度に1件、平成24年度に1件あります。

2. 情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成25年度の情報公開申出は、66件ありました。

情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が42件、部分公開が21件、非公開が1件、不存在が1件、取下げが1件で、公開率は98.4%でした。

表6 情報公開申出処理状況

区 分	平成25年度	平成24年度
申 出 者 数	46人	36人
申 出 件 数	66件	72件
処 理 状 況	全部公開	42件
	部分公開	21件
	非 公 開	1件
	不 存 在	1件
	取 下 げ	1件
	却 下	1件
公 開 率	98.4%	100%

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが59件、教育委員会に対するものが5件、上下水道事業管理者に対するものが8件でした。

表7 実施機関別申出件数

(単位:件)

実施機関名		申出件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市 長	市民安全部	5	4	1	—	—	—	—
	財務部	3	2	—	1	—	—	—
	地域振興部	3	2	—	—	—	1	—
	健康部	3	2	1	—	—	—	—
	福祉部	6	3	3	—	—	—	—
	子ども青少年部	6	6	—	—	—	—	—
	環境保全部	4	2	2	—	—	—	—
	環境事業部	3	—	3	—	—	—	—
	都市整備部	15	14	—	—	1	—	—
	土木部	2	—	2	—	—	—	—
	公共施設部	1	1	—	—	—	—	—
小 計		51	36	12	1	1	1	—
教 育 委 員 会	管理部	2	2	—	—	—	—	—
	学校教育部	2	2	—	—	—	—	—
	社会教育部	2	1	1	—	—	—	—
小 計		6	5	1	—	—	—	—
上 下 水 道 事 業 管 理 者	水道部	2	—	2	—	—	—	—
	下水道部	7	1	6	—	—	—	—
小 計		9	1	8	—	—	—	—
合 計		66	42	21	1	1	1	—

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 実施の方法

公開及び部分公開と回答したものの公開方法は、写しの交付のみが63件でした。

なお、情報公開申出の場合、手数料として1件300円を徴収しています。また、写しの交付に係る費用については、申出者の負担となります。

表8 実施の方法

区 分	平成25年度	平成24年度
閲 覧 の み	一件	一件
閲覧及び写しの交付	一件	一件
写しの交付のみ	63件	70件

## Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況



## II. 個人情報保護制度の運用状況

### 1. 自己情報開示等の請求

#### (1) 処理状況

平成25年度の自己情報開示等請求は62件あり、全て開示請求で、訂正、削除及び目的外利用等中止の請求はありませんでした。

自己情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が43件、部分開示が15件、不存在が4件で、開示率は100%でした。

表9 自己情報開示等請求処理状況

区 分		平成25年度	平成24年度
		自己情報開示請求	自己情報開示請求
請 求 者 数		48人	34人
請 求 件 数		62件	53件
処 理 状 況	全 部 開 示	43件	35件
	部 分 開 示	15件	9件
	非 開 示	1件	1件
	不 存 在	4件	8件
	取 下 げ	1件	1件
	却 下	1件	1件
開 示 率		100%	100%
不 服 申 立 て		2件	1件

(注) 1 自己情報訂正請求、自己情報削除請求及び自己情報目的外利用等中止請求の欄は省略しています。

(注) 2 開示率=(全部開示件数+部分開示件数)÷(請求件数-取下げ等)×100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

#### (2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが52件(子ども青少年部13件、財務部12件、福祉部12件など)、教育委員会に対するものが6件、上下水道事業管理者に対するものが1件、固定資産評価審査委員会に対するものが3件でした。

表10 実施機関別請求件数

(単位:件)

		請求件数	処 理 状 況					
			全部開示	部分開示	非開示	不 存 在	取 下 げ	却 下
市長	政策企画部	2	2	—	—	—	—	—
	市民安全部	10	6	3	—	1	—	—
	総務部	2	2	—	—	—	—	—
	財務部	12	12	—	—	—	—	—
	福祉部	12	10	2	—	—	—	—
	子ども青少年部	13	2	10	—	1	—	—
	都市整備部	1	1	—	—	—	—	—
小 計		52	35	15	—	2	—	—
委員会 教育	学校教育部	4	2	—	—	2	—	—
	社会教育部	2	2	—	—	—	—	—
	小 計	6	4	—	—	2	—	—
下水道 事業	下水道部	1	1	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		3	3	—	—	—	—	—
合 計		62	43	15	—	4	—	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

## (3) 部分開示、非開示の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、非開示部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第16条第2項第2号の個人の評価、判定、診断等に関する情報が1件、同項第3号の事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が2件、同項第4号の本人以外のものに関する情報が15件でした。

表11 部分開示、非開示の適用条項

(単位:件)

区 分		平成25年度	平成24年度
請 求 件 数		62	53
部 分 開 示 及 び 非 開 示 件 数		15	9
条例第16条第2項第1号	法令等の規定によるもの	—	—
第2号	個人の評価、判定、診断等に関する情報	1	—
第3号	事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報	2	1
第4号	本人以外のものに関する情報	15	8
第5号	審議会の意見を聴いたもの	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

#### (4) 実施の方法

開示及び部分開示と決定したものの開示方法は、閲覧のみが2件、閲覧及び写しの交付が5件、写しの交付のみが50件でした。

なお、自己情報開示請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表12 実施の方法

区 分	平成25年度	平成24年度
観 覧 の み	2件	1件
閲覧及び写しの交付	5件	8件
写しの交付のみ	50件	35件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成25年度に1件、平成24年度に1件あります。

## 2. 個人情報ファイル

### (1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルは、平成26年3月31日現在、1066件あります。

実施機関別の届出状況は、市長が798件（福祉部189件、健康部144件、市民安全部125件、財務部101件など）、教育委員会が117件（学校教育部100件、社会教育部14件など）、選挙管理委員会が9件、農業委員会が13件、上下水道事業管理者が72件、病院事業管理者が55件、議会が2件です。

表 1 3 実施機関別届出件数

(平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数
(1)	行 政 改 革 部	1	(3) 選 挙 管 理 委 員 会	9
	市 民 安 全 部	1 2 5	(4) 公 平 委 員 会	—
	政 策 企 画 部	1 4	(5) 監 査 委 員	—
	総 務 部	4	(6) 農 業 委 員 会	1 3
	財 務 部	1 0 1	(7) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—
	地 域 振 興 部	2 4	(8) 水 道 部 管 理 者 上 下 水	1 2
	健 康 部	1 4 4		下 水 道 部
	福 祉 部	1 8 9	小 計	7 2
	子 ども 青 少 年 部	5 3	(9) 病 院 事 業 管 理 者	5 5
	環 境 保 全 部	2 9	(10) 議 会	2
	環 境 事 業 部	1 1	(1) ~ (10) の 合 計	1 0 6 6
	都 市 整 備 部	8 8		
	土 木 部	1 5		
	公 共 施 設 部	—		
会 計 課	—			
小 計	7 9 8			
(2) 教 育 委 員 会	管 理 部	3		
	学 校 教 育 部	1 0 0		
	社 会 教 育 部	1 4		
	小 計	1 1 7		

3. 個人情報 目的外利用

(1) 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定による目的外利用の状況

条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定により個人情報の目的外利用をしたのは 7 7 件で、実施機関内（市長及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

<参考> 個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号

正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

表 1 4 目的外利用の状況

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認めた方法	利用を認めた期間
1	企 画 課	広 報 課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	施策アンケートの対象者のうち、点字・録音が必要な人を確認するため	文 書	平成25年6月11日から平成25年7月31日まで
2	市 民 税 課	市 民 課	(1)戸籍簿 (2)除籍簿 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随 時
3	市 民 税 課	津 田 支 所	(1)戸籍簿 (2)除籍簿 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随 時
4	市 民 税 課	香里ヶ丘支所	(1)戸籍簿 (2)除籍簿 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随 時
5	市 民 税 課	北 部 支 所	(1)戸籍簿 (2)除籍簿 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随 時
6	市 民 税 課	国 民 健 康 保 険 課	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、世帯主氏名、申告日、各種収入金額、各種所得金額、番号	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成25年9月4日から平成25年9月20日まで
7	市 民 税 課	国 民 健 康 保 険 課	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	記号番号、宛名コード、保険料賦課額、保険料納付額、高額療養費償還額	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成26年1月15日から平成26年1月31日まで
8	市 民 税 課	後 期 高 齢 者 医 療 課	後期高齢者医療保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成26年1月15日から平成26年1月31日まで
9	市 民 税 課	生 活 福 祉 室	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、個人番号、世帯番号、世帯構成員番号、地区、担当者、保護の開始・停止・停止解除・廃止年月日、基準日、処理日、扶助費	個人住民税の減免対象者を正確かつ迅速に把握するため	電算処理	平成26年1月15日から平成26年1月31日まで
10	市 民 税 課	高 齢 社 会 室	介護保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成26年1月15日から平成26年1月31日まで
11	市 民 税 課	開 発 調 整 課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積	事業所税の適正な賦課決定のため	文 書	随 時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認めた方法	利用を認めた期間
12	資 産 税 課	市 民 課	(1)戸籍簿 (2)除籍簿 (3) (住民基本台帳)	氏名、続柄、住所、異動年月日、消除日	固定資産税納税義務者の死亡に係る相続人の調査のため	文 書	随 時
13	資 産 税 課	都 市 整 備 推 進 室	長期優良住宅建築等計画認定台帳	申請者の氏名・住所、申請地の地名・地番、建物の床面積・構造、工事完了予定日、事前協議番号、認定番号、申請年月日、建物の階数	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文 書	随 時
14	資 産 税 課	開 発 調 整 課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積、平面図、立面図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文 書	随 時
15	資 産 税 課	開 発 調 整 課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・地番、確認番号、確認日、完了検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	電算処理	随 時
16	資 産 税 課	建 築 安 全 課	建築基準法違反調査報告、措置関係綴	対象建築物における所在地、用途、構造、床面積、図面（平面図、立面図等）、建築主の住所・氏名	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文 書	平成25年7月10日から平成26年3月31日まで
17	農 政 課	資 産 税 課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システムファイル	氏名、住所、方書、宛名コード、土地物件番号、町丁コード、本番、枝番符号1、枝番、末番、分合、市街化区分、地目、地積	直接支払推進事業に係る水田所在確認のため	閲 覧	随 時
18	里 山 振 興 課	資 産 税 課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、固定資産評価額	財産区財産の参考評価額及び隣接地の調査のため	閲 覧	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
19	健 康 総 務 課	市 民 課	住民基本台帳	氏名、生年月日、住所、居住開始日	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦に係る業務のため	閲 覧	平成25年7月2日から平成25年8月31日まで
20	国 民 健 康 保 険 課	市 民 課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、個人番号、世帯番号、異動日、異動届出日、異動事由、町名コード	国民健康保険業務における世帯構成等の確認のため	電算処理	随 時
21	国 民 健 康 保 険 課	市 民 税 課	(1)個人基本ファイル (2)事業所基本ファイル (3)世帯員一覧ファイル (4)課税台帳ファイル (5)資料ファイル (6)給与支払報告書綴 (7)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、個人番号、徴収区分、更正理由、収入・所得情報、控除情報、繰越純損、繰越雑損、専従者情報	国民健康保険料の適正な賦課決定のため	閲 覧	随 時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認めた方法	利用を認めた期間
22	国民健康保険課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	個人番号、保護の開始・廃止年月日	国民健康保険被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随 時
23	国民健康保険課	高齢社会室	介護保険被保険者資格ファイル	個人番号、徴収区分コード	特別徴収開始候補対象者の把握のため	電算処理	随 時
24	国民健康保険課	高齢社会室	介護保険サービス費給付対象者一覧	氏名、生年月日、性別、被保険者番号、保険者番号、対象年月、自己負担額	医療及び介護の自己負担額を合算して限度額を超えた対象者に高額介護合算療養費の支給申請書を送付するため	電算処理	平成25年8月7日から平成26年3月31日まで
25	後期高齢者医療課	市 民 課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、国籍、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、世帯番号、個人番号、在留資格・期間、異動届出日、異動事由、転出日、転出届出日、住定日、住定届出日、住民日、住民届出日	後期高齢者医療被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随 時
26	後期高齢者医療課	市 民 税 課	(1)個人基本ファイル (2)世帯員一覧ファイル (3)課税台帳ファイル (4)資料ファイル (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、所得の額・種類、控除額、市民税賦課額	後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の算定及び保険料の賦課のため	電算処理	随 時
27	後期高齢者医療課	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、ケース番号、保護の開始・廃止・停止・再開年月日	後期高齢者医療被保険者の適用除外判定のため	電算処理	随 時
28	後期高齢者医療課	高齢社会室	介護保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	後期高齢者医療保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随 時
29	年金児童手当課	市 民 課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、国籍、居住地、方書、転出先・転入前住所、個人番号、世帯番号、性別コード、続柄コード、住民となった年月日、住民届出日、移転日、移転届出日、転出日、転出届出日、取消事由コード、取消日、取消届出日、異動事由コード、異動日、異動届出日、在留資格コード、住基法30条の45の区分、在留期間	外国人の児童手当及び子ども手当受給資格審査、国民年金第1号被保険者資格取得審査並びに国民年金加入勧奨のため	電算処理	随 時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
30	年金児童手当課	国民健康保険課	国保資格(個人・世帯)マスターファイル	氏名、保険の加入・脱退年月日、保険の加入・脱退理由	国民年金第1号被保険者資格の確認のため	閲覧	随時
31	年金児童手当課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、方書、ケース番号、扶助費目、保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日、世帯類型、地区名	国民年金の法定免除の適用のため	文書	随時
32	保健センター	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	保健センターだより等の行政情報の点字版・音訳版を送付するため	文書	随時
33	保健センター	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、住所、個人番号、世帯番号、異動事由、異動年月日	予防接種、健康診査、母子保健等の事業の対象者確認のため	閲覧	随時
34	保健センター	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、住所、住民となった日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	がん検診推進事業用がん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するため	文書	随時
35	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の予約及びフォローを円滑に実施するため	閲覧	随時
36	保健センター	子育て支援室	保育児童台帳	氏名、生年月日、住所、保育所在籍状況	乳幼児健診未受診児の実態把握のため	文書	随時
37	障害福祉室	市民課	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、個人番号、通称名、性別、世帯番号、前住所、続柄、転出予定地、異動日、異動届出日、異動事由、消除日	障害福祉サービス等の支給決定事務の効率化のため	閲覧	随時
38	障害福祉室	生活福祉室	ケアプラン	ケアプランの有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	平成26年1月29日から平成26年3月31日まで
39	障害福祉室	高齢社会室	介護給付費資格照合表	居住サービス等の利用の有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	平成26年1月29日から平成26年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認めた方法	利用を認めた期間
40	障害福祉室	高齢社会室	介護保険要介護認定情報	要介護状態区分、認定の有効開始日・終了日	障害福祉サービスの支給決定にあたり、申請者の資格確認が必要であり、介護保険情報とシステム連携し、業務の効率化を図るため	閲 覧	随 時
41	高齢社会室	市 民 課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転入前・転出先住所、世帯主、個人番号、在留資格・期間、各異動年月日	外国人の介護保険被保険者資格の把握、保険料の賦課及び給付に係る処理のため	電算処理	随 時
42	高齢社会室	市 民 税 課	(1)個人基本ファイル (2)事業所基本ファイル (3)世帯員一覧ファイル (4)課税台帳ファイル (5)資料ファイル (6)給与支払報告書綴 (7)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、住所、扶養主、個人番号、台帳番号、収入・所得情報、控除額、非課税理由、資料区分、差引所得割額、均等割額、異動年月日・理由	介護保険料の賦課及び介護サービス給付費判定のため	電算処理	随 時
43	高齢社会室	国 民 健 康 課 国 保 課	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	氏名、生年月日、続柄、住所、資格異動の記録、収入状況、保険料賦課・納付額、納付の記録	介護保険第2号被保険者の資格及び賦課状況を把握するため	電算処理	随 時
44	高齢社会室	国 民 健 康 課 国 保 課	国民健康保険資格ファイル	国保保険者番号、国保被保険者証番号、都道府県コード、市町村コード、個人区分コード、個人番号、国保世帯加入日・離脱日、退職該当日・非該当日、カナ氏名、生年月日、性別コード	介護保険及び国民健康保険の給付の突合を行い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び国民健康保険医療給付の適正化を図るため	電算処理	平成25年11月8日から 平成26年3月31日まで
45	高齢社会室	後 期 高 齢 者 医 療 課	後期高齢被保険者資格ファイル	個人区分コード、個人番号、被保険者番号、被保険者資格取得事由コード・取得年月日・喪失事由コード・喪失年月日、保険者番号適用開始・終了年月日、氏名、生年月日、性別コード、住所、作成年月日、作成時刻	高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費の支給額の計算時に世帯特定を行い、介護保険給付及び後期高齢者医療給付の適正化を図るため	電算処理	随 時
46	高齢社会室	年 金 児 童 手 当 課	老齢福祉年金受給者名簿	氏名、生年月日、住所、証書番号、支給状況	介護保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随 時
47	高齢社会室	生 活 福 祉 室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人支援給付システムファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、世帯員番号、保護開始・廃止・停止・停止解除日、介護保険料賦課額、地区名、担当者名	介護保険料の算出、介護保険利用者の負担軽減、介護保険適用除外施設入所者の管理及び被保護者の代理納付処理を行うため	電算処理	随 時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
48	高齢社会室	障害福祉室	適用除外施設（入所・退所）連絡票	氏名、住所、性別、生年月日、入退所した施設・年月日	介護保険が適用除外となる施設入所者の管理のため	電算処理	随時
49	放課後児童課	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認のため	電算処理	随時
50	子育て支援室	市民課	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	保育所体験事業、枚方版ブックスタート事業及び乳児家庭全戸訪問事業の対象者への事業参加通知	電算処理	随時
51	環境衛生課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地（家屋）所有者の氏名・住所（納税通知書送付先）、地番、家屋番号	空地及び空家の管理指導を行うため	閲覧	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
52	環境公害課	建築安全課	(1)建設リサイクル法届出綴 (2)建設リサイクル法受付台帳	届出者の氏名・住所・連絡先、工事場所、工事の着手（完了）予定日、解体建築物の構造・用途・階数・床面積、アスベスト届出の状況	解体工事等における石綿物の飛散防止施策の実施のため	電算処理	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
53	淀川衛生所 事業所	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、住民となった年月日、住民届出日、異動日、異動届出日、住定事由、住定事由届出日、在留資格、勤務先名、勤務先住所、在留期間	し尿処理手数料の徴収のため	閲覧	随時
54	淀川衛生所 事業所	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地（家屋）所有者（管理者）の氏名、住所、評価額	し尿処理手数料の適正な滞納整理のため	閲覧	随時
55	淀川衛生所 事業所	上下水道局 お客さまセンター	使用者マスターファイル	転出（転居）先住所	し尿処理手数料の徴収のため	文書	随時
56	都市計画課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地（家屋）所有者（納税義務者）の住所・氏名、所在、地番、地目、地積、都市計画道路補正の適用の有無と補正率、家屋番号、構造、床面積	都市計画の変更予定地内物件の把握とその地権者に対する案内文送付に利用するため	電算処理	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認めた方法	利用を認めた期間
57	建築安全課	市民課	(1)戸籍謄抄本 (2)除籍謄抄本 (3)住民基本台帳	氏名、現住所、転出先住所	違反物件に対する是正指導及び苦情・相談処理に対する行政指導に係る対象物件並びに事情聴取等に伴う関係物件の所有者の住所確認のため	電算処理	平成25年4月16日から平成26年3月31日まで
58	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類・用途	違反物件に対する是正指導及び苦情・相談処理に対する行政指導に係る対象物件並びに事情聴取等に伴う関係物件の所有者の住所確認及び保全工事の検討のため	電算処理	平成25年4月16日から平成26年3月31日まで
59	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、構造、床面積、建築年次、家屋の種類・構造	特殊建築物等定期報告業務に伴う対象物件の把握及び当該物件所有者(管理者)の確認並びに住宅・建築物耐震化促進業務に利用するため	文 書	随 時
60	建築安全課	資産税課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所	アスベスト等に関する調査、フォローアップ調査及び再調査の対象となる建築物の所有者を把握するため	文 書	随 時
61	建築安全課	上下水道局 お客さまセンター	使用者マスターファイル	水道使用者の氏名・住所・電話番号等・使用状況、水道料金等請求先の氏名・住所・電話番号等	苦情・相談対応において、行政指導や事情聴取の対象となる物件の所有者の住所調査のため	文 書	平成25年4月16日から平成26年3月31日まで
62	道路管理課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所・氏名	市道管理に必要なため	閲 覧	随 時
63	道路管理課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、納税通知書の送付先	市道管理に必要なため	閲 覧	随 時
64	道路整備課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、土地の所在・地番・地目・地積、評価額、税額	道路事業予定地の土地所有者との連絡のため	閲 覧	平成25年9月19日から平成26年3月31日まで
65	給水管理課	上下水道局 お客さまセンター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	使用者氏名・住所、電話番号、水栓番号(A・B)、業種、メータ番号・口径、訂正水量、調定年月、地区番号	枚方市水道施設情報管理システムにデータを取り込み、各種業務(断水情報、水理解析、管網計算等)に利用するため	電算処理	随 時
66	給水管理課	上下水道局 お客さまセンター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル	使用者氏名・住所、水栓番号(A・B)、メータ番号・口径	マッピング基図を修正するため	閲 覧	随 時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認めた期間
67	水道工務課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積	私道所有者に対する承諾書郵送先確認のため	文 書	随 時
68	上下水道局 お客さまセンター	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)土地評価参考図	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積	都市計画法第75条第1項に基づく下水道事業受益者に対する負担金賦課のため	閲 覧	随 時
69	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	納税義務者の氏名・住所	私道所有者に対する確認書及び承諾書郵送先確認のため	文 書	随 時
70	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	土地評価額、地積	下水道整備に伴う借地契約金額算定のため	文 書	随 時
71	下水道整備室	給水管理課	給水管（私有管）の給水装置工事申込書	給水管（私有管）の布設申込図面	下水道布設工事に伴い支障となる私設管の所有者確認のため	文 書	随 時
72	学校規模調整課	資産税課	固定資産税課税台帳	土地所有者の氏名・住所、土地の所在地番・地目・地積・評価額・税額	通学路の借地業務等に係る課税状況の確認のため	文 書	平成25年6月14日から平成26年3月31日まで
73	教育相談課	子育て支援室	(1)保育所入所申込書 (2)保育児童台帳	特別な配慮を要する幼児の氏名・性別・生年月日・住所・保護者氏名・保育所名	就学指導	文 書	平成25年5月22日から平成25年7月31日まで
74	学務課	市民課	(1)住民基本台帳 (2)戸籍簿	戸籍筆頭者氏名、本籍地	学齢簿の作成並びに就学時健康診断通知及び就学通知の郵送に利用するため	文 書	随 時
75	社会教育課	市民課	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う住所確認・アンケート発送のため	閲 覧	随 時
76	選挙管理委員会事務局	市民課	住民基本台帳	DV等被害に係る支援対象者の氏名・生年月日・性別・住所・個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため。	文 書	随 時
77	農業委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システムファイル	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報（地目・地積）、登記情報	農地情報管理システム運用に係る固定データ確認のため	電算処理	随 時

### Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会



### Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

#### 1. 審議会委員

##### (1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表15 審議会委員名簿

(平成26年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	深海 悟	大阪工業大学教授
副会長	道上 達也	弁護士
委員	榮楽 周子	一般社団法人枚方市医師会
委員	奥 正嗣	大阪国際大学教授
委員	木田 ミツ	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	小原 寿三	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	坂口 孝司	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	谷本 和子	関西外国語大学教授
委員	富田 朝己	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	田代 志保	枚方市PTA協議会
委員	畑山 満則	京都大学防災研究所准教授
委員	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
委員	山下 安則	北大阪商工会議所

## 2. 審議会開催状況

### (1) 開催日及び諮問案件

平成25年度の審議会は、以下のとおり4回開催されました。

#### 第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成25年5月28日（火）

##### 諮問事項

- 第422号 粗大ごみ等の収集申込みのインターネット受付導入に伴う個人情報の電算処理について
- 第423号 粗大ごみ等の収集申込みのインターネット受付導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第424号 枚方市生活保護適正化事業事務における個人情報の電算処理について
- 第425号 ひきこもり等子ども・若者相談支援センター業務に係る個人情報の電算処理について
- 第426号 国税連携システムの用途拡大に伴う個人情報の電算処理項目の追加について
- 第427号 公有財産台帳システム及びファイリングシステムの導入に伴う個人情報の電算処理について
- 第428号 情報共有システムに係る個人情報の電算処理について
- 第429号 グループウェアの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

#### 第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成25年8月26日（月）

##### 諮問事項

- 第430号 ドメスティック・バイオレンスの被害者の保護に係る個人情報の電算処理について
- 第431号 会議録検索システムに係る個人情報の電算処理について
- 第432号 介護保険システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について
- 第433号 大阪府国民健康保険団体連合会との通信回線による結合による介護保険システムに係る個人情報の伝送項目の追加について
- 第434号 長期優良住宅の認定等事務に係る個人情報の電算処理について
- 第435号 小児慢性特定疾患医療給付事務及び不妊に悩む方への特定治療支援事務に係る個人情報の電算処理について

##### 報告事項

- 報告第1号 枚方市個人情報保護条例第9条第1項第5号による目的外利用について
- 報告第2号 個人情報ファイルについて

##### その他

- 本市の施設等における防犯カメラの設置状況について

街頭における防犯カメラの設置状況について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成25年11月12日（火）

諮問事項

- 第436号 住民票の写し等の本人通知制度の拡充に伴う個人情報の収集等の一般的制限の対象項目の追加について
- 第437号 住民票の写し等の本人通知制度の拡充に伴う個人情報の外部提供について
- 第438号 住民票の写し等の本人通知制度の拡充に伴う電算処理する個人情報の項目の追加について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成26年2月18日（火）

諮問事項

- 第439号 健康管理システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について
- 第440号 特定疾患治療研究事業の受付事務及び難病患者地域支援対策推進事業に係る個人情報の電算処理について
- 第441号 感染症サーベイランスシステムにおける個人情報の電算処理について
- 第442号 感染症サーベイランスシステムにおける電子計算組織の通信回線による結合について
- 第443号 結核に関する事務における個人情報の電算処理について
- 第444号 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る個人情報の一般的制限の特例について
- 第445号 臨時福祉給付金の給付事務に係る個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第446号 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る個人情報の外部提供について
- 第447号 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る個人情報の電算処理について
- 第448号 幼児・児童・生徒の保護者への連絡網による情報配信事業における電子計算組織の通信回線による結合について



## IV. 情報公開・個人情報保護審査会



#### IV. 情報公開・個人情報保護審査会

##### 1. 審査会委員

###### (1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条第1項又は枚方市個人情報保護条例第26条第1項に規定する不服申立てについて審査します。

表16 審査会委員名簿

(平成26年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	松 本 哲 治	同 志 社 大 学 法 科 大 学 院 教 授
副 会 長	森 薫 生	弁 護 士
委 員	天 野 陽 子	弁 護 士
委 員	片 桐 直 人	近 畿 大 学 准 教 授
委 員	若 狭 愛 子	京 都 産 業 大 学 准 教 授

(注) 委員の任期は、平成26年10月14日までの2年間

##### 2. 諮問した不服申立ての処理状況

###### (1) 処理状況

平成25年度に審査会に新たに諮問した不服申立ては3件でした。このうち、情報公開請求に係る決定についてのものは1件（市長に対するもの）、自己情報開示等請求に係る決定についてのものは2件（市長に対するもの1件、固定資産評価審査委員会に対するもの1件）でした。

平成25年度に審査会で審査された諮問案件は3件で、このうち、2件について同年度に答申がありました。

表17 諮問した不服申立ての処理状況

(単位：件)

区 分	申立て件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
情 報 公 開	1 (1)	(1)	—	—	—	—	1
自 己 情 報 開 示 等	2	—	—	—	1	—	1

(注) 〈 〉 は、前年度以前の不服申立て分（外数）です。

### 3. 審査会開催状況

#### (1) 開催状況及び諮問案件

平成25年度は、次の案件の審査のため、10回開催されました。

案件① 「交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て※保存期間の勘違いにより本来公開すべき文書を勝手に制限しないようにすること※保存期間が満了であっても廃棄処分されていない文書は対象とすること」の公文書不存決定に係る異議申立てに対する決定について

案件② 「特定事項について、固定資産評価審査委員会において審査、検証（平成24年度に本人がした審査申出に係るものに限る。）したことが分かる文書等資料」の自己情報不存決定に係る異議申立てに対する決定について

案件③ 「(仮称)第二清掃工場建設工事設計書（第1回及び第2回）」の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

#### 第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年4月2日（火）

審査事項

案件①について

#### 第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年7月8日（月）

審査事項

案件②について

#### 第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年8月28日（水）

審査事項

案件②について

#### 第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年9月25日（水）

審査事項

案件②について

#### 第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年10月28日（月）

審査事項

案件②について

第6回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年11月27日(水)

審査事項

案件②について

第7回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年12月25日(水)

審査事項

案件③について

第8回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年1月22日(水)

審査事項

案件③について

第9回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年2月5日(水)

審査事項

案件③について

第10回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年3月11日(火)

審査事項

案件③について

表18 諮問された不服申立ての内容等

(平成26年3月31日現在)

不服申立日	申立てに係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日及び決定内容
異議申立て H24.12.18 <b>情報公開</b>	交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て※保存期間の勘違いにより本来公開すべき文書を勝手に制限しないようにすること※保存期間が満了であっても廃棄処分されていない文書は対象とすること  市長(交通対策課)	公文書不存在	諮問日 H24.12.21 答申日 H25.4.2 答申内容 却下 決定日 H25.4.19 決定内容 答申どおり

不服申立日	申立てに係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日 及び決定内容
異議申立て H25. 4. 22  <b>自己情報開示</b>	特定事項について、固定資産評価審査委員会において審査、検証（平成24年度に本人がした審査申出に係るものに限る。）したことが分かる文書等資料  固定資産評価審査委員会（税制課）	自己情報不存在	諮問日 H25. 4. 26 答申日 H25. 11. 27 答申内容 棄却 決定日 H25. 12. 5 決定内容 答申どおり
異議申立て H25. 9. 6  <b>情報公開</b>	（仮称）第二清掃工場建設工事設計書（第1回及び第2回）  <公文書名> ①仮称第2清掃工場工場棟土木建築工事設計書（平成17年6月30日起案） ②仮称第2清掃工場建設工事（土木建築工事）設計書（平成17年9月29日起案）  市長（東部清掃工場）	部分公開  第6条第7号	諮問日 H25. 9. 20  (審査中)
異議申立て H26. 2. 21  <b>自己情報開示</b>	〇〇留守家庭児童会室日誌（2012年4月～11月）  <公文書名> 〇〇留守家庭児童会室日誌（平成24年4月～11月分）  市長（放課後児童課）	部分開示  第16条 第2項第3号  第16条 第2項第4号	諮問日 H26. 2. 28  (審査中)

## V. 資 料



# 1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H25. 4. 5	第2清掃工場建設工事に係る談合事件についての押収品目録	総務部 コンプライアンス 推進課	H25. 4. 19	非公開 6-1 6-2 6-7			
2	H25. 4. 12	路線価バランス検証図 No.17(平成23年12月2日作成分)	財務部 税務室 資産税課	H25. 4. 26	公開	H25. 5. 17	閲覧、写し	
3	H25. 4. 12	・評価庁が次の①②のことを行っていた場合に、その内容が分かる文書 ①標準宅地の価格評定について担当不動産鑑定士と行う合同調査や意見交換 ②価格評定における宅地相互間の均衡の検討 ・評価庁が鑑定評価価格について精査した際に、評価を担当した不動産鑑定士とやり取りした照会・回答文書 ・価格算定補足資料に対して加えた検討の内容が分かる文書 ※平成21年度と平成24年度の評価替えに際してのものに限る。 ※西禁野に所在する標準宅地と路線についてのものに限る。	財務部 税務室 資産税課	H25. 4. 26	不存在 ※1			
4	H25. 4. 22	平成24年度固定資産評価審査委員会議事録原稿受渡收受簿(個人情報情報を除く。)	固定資産評価 審査委員会事務局	H25. 5. 2	公開	H25. 5. 8	写し	
5	H25. 4. 25	添付の資料(写真)に係る看板の設置許可	上下水道局 水道部 給水管理課	H25. 5. 9	不存在 ※2			
6	H25. 4. 25	「通学路専用道路」の設置根拠のわかる書類	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H25. 5. 9	不存在 ※3			
7	H25. 5. 10	指定確認検査機関から枚方市長へ提出された確認審査報告書(平成25年4月1日受付分から平成25年5月9日受付分まで)及び同報告書の添付書類一式(建築計画概要書を除く。) <対象文書> 「建築基準法第6条の2第10項の規定による確認審査報告書(平成25年4月1日收受〇〇号から平成25年5月9日收受第〇〇号まで)(建築計画概要書を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 5. 24	部分公開 6-1 6-3	H25. 5. 28	写し	
8	H25. 5. 10	①指定確認検査機関から枚方市長へ提出された確認審査報告書(平成25年4月1日受付分から平成25年5月9日受付分まで)に添付の建築計画概要書 ②枚方市建築主事が平成25年4月1日から平成25年5月9日までに確認済証を交付した建築物の建築計画概要書	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 5. 24	却下 ※1			



番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
18	H25. 6. 21	道路占用許可書(別添のバス停に係るものに限る)(平成20年度及び平成24年度許可分)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> ①道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号) ②道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号) ※個人情報及び印影を除く	土木部 道路管理課	H25. 6. 27	公開	H25. 7. 1	写し	
19	H25. 7. 1	技工所〇〇に支払った技工料が分かる文書(平成20年7月～平成25年6月分) <対象文書> 支払証書(平成20年7月支払分～平成25年6月分)(332件)	市民病院事務局 総務課	H25. 7. 16	部分公開 6-3	郵送	写し	
20	H25. 7. 2	固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)(平成24年度～平成26年度)に係る契約書(印影を除く) <対象文書> ①業務委託契約書(固定資産評価支援業務委託:平成21年3月12日契約分) ②業務委託契約書(固定資産評価支援業務委託:平成24年3月7日契約分) ※印影を除く	財務部 税務室 資産税課	H25. 7. 16	公開	H25. 8. 8	写し	
21	H25. 7. 2	固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)仕様書第24条<平成21年度作業>(4)基準書作成及び第32条に記載のある基準書	財務部 税務室 資産税課	H25. 7. 16	不存在 ※5			
22	H25. 7. 8	別添写真の街路灯柱(No.67)に関する道路占用許可書と申請書 ※最新分 ※個人情報及び印影を除く <対象文書> 道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号) ※個人情報及び印影を除く	土木部 道路管理課	H25. 7. 12	公開	H25. 7. 17	写し	
23	H25. 7. 8	別添写真の街路灯柱(No.67)に関するバス停標識板追加に関する許可についての文書 ※最新分 ※個人情報及び印影を除く	土木部 道路管理課	H25. 7. 12	不存在 ※6			
24	H25. 7. 10	①平成20年度 時点修正率表示台帳 表紙、71頁、72頁、79頁 ②平成23年度 時点修正率表示台帳 表紙、71頁、72頁、79頁	財務部 税務室 資産税課	H25. 7. 24	公開	H25. 8. 8	写し	
25	H25. 7. 18	①仮称第2清掃工場工場棟土木建築工事設計書(平成17年6月30日起案) ②仮称第2清掃工場建設工事(土木建築工事)設計書(平成17年9月29日起案)	環境事業部 東部清掃工場	H25. 8. 30	部分公開 6-7	H25. 9. 2	写し	決定期間 延長通知 H25. 8. 1 異議申立て H25. 9. 6

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
26	H25. 7. 23	公共下水道事業に伴う誤接調査委託(杉山手3丁目)に係る金入り設計書(平成25年7月17日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 8. 6	部分公開 6-7	H25. 8. 7	写し	
27	H25. 7. 24	①「市営葬儀の見直しについて(方針決裁)」回議書 ②「枚方市規格葬儀の実施に伴う諸規定の整備について」回議書 ③枚方市規格葬儀取扱店募集要領	環境保全部 環境衛生課	H25. 8. 7	公開	H25. 8. 14	写し	
28	H25. 7. 25	「都市公園台帳・桑ヶ谷公園(3・3・210-3)の平面図(字切図)・平面図(境界確定図)」	土木部 公園みどり課	H25. 8. 2	部分公開 6-1	H25. 8. 6	写し	
29	H25. 8. 8	大阪市行政財産使用許可書(平成25年4月26日付け大市教委第380-1号)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 8. 19	公開	H25. 8. 21	写し	
30	H25. 8. 19	成人祭〇〇校区校区委員会会議録(平成24年10月31日開催分、平成25年1月10日開催分) <対象文書> ①校区委員会会議録 〇〇中学校(平成24年10月31日開催分) ②校区委員会会議録 〇〇中学校(平成25年1月10日開催分)	教育委員会 社会教育部 社会教育課	H25. 8. 21	公開	H25. 8. 23	写し	
31	H25. 9. 10	生きがい創造学園の運営に関するNPO法人(〇〇)との契約書及び仕様書(最新版) ※個人情報及び印影を除く	福祉部 高齢社会室	H25. 9. 24	公開	H25. 9. 25	写し	
32	H25. 9. 13	平成23年12月6日付け事務連絡文書「建設工事・委託業務・物品購入の発注に係る事務処理の正確性の確保について」	財務部 総合契約検査室	H25. 9. 27	公開	H25. 9. 30	写し	
33	H25. 10. 4	道路位置指定工事着手申出書(平成25年9月2日付け都査位第〇〇号)に添付の次の図書 ①土地利用平面図(1枚) ②造成計画平面図(1枚) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発審査課	H25. 10. 16	公開	H25. 10. 16	写し	
34	H25. 10. 29	①市立生涯学習情報プラザ運営委託契約書 ②市立生涯学習情報プラザ運営委託仕様書 ※平成24年度分	地域振興部 生涯学習課	H25. 11. 6	公開	H25. 11. 12	写し	
35	H25. 11. 6	枚方市営岡東町自動車駐車場業務報告のうち次の書類 ①入庫車時間帯別日計表 ②駐車時間別日計表(台数) ③売上台数及びPC販売枚数(月計) ※①②は平成24年11月から平成25年10月まで ※③は平成25年3月分と10月分	土木部 交通対策課	H25. 11. 7	公開	H25. 11. 7	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
36	H25. 11. 8	枚方市営岡東町自動車駐車場業務報告のうち出庫車時間帯別月計表(台数)(平成25年3月分及び10月分)	土木部 交通対策課	H25. 11. 11	公開	H25. 11. 11	写し	
37	H25. 11. 13	実績報告書(平成25年3月31日收受福高第〇〇-〇〇号)(印影を除く)	福祉部 高齢社会室	H25. 11. 22	公開	H25. 11. 25	写し	
38	H25. 11. 18	①平成25年9月1日から同年10月31日までに枚方市(土木部道路管理課)から大阪府警察(枚方警察署)に対して依頼(照会)された文書一式 ②平成25年9月1日から同年10月31日までに大阪府警察(枚方警察署)から枚方市(土木部道路管理課)に対して提出(回答)のあった文書一式 ※平成25年8月21日発生の事故に係るもの <対象文書> ①道路上事故に係る事故状況等について(平成25年9月19日付け土管第〇〇号) ②回答書(平成25年10月22日付け枚警(〇〇)第〇〇号)	土木部 道路管理課	H25. 11. 25	部分公開 6-1	H25. 11. 25	写し	
39	H25. 11. 18	添付資料の写真にある広報板に係る下記の書類 ①設置使用許可に係る全ての文書 ②使用料に係る全ての文書 ※個人情報及び印影を除く <対象文書> 公園占用許可書(継続)(平成23年3月31日付け土公第〇〇号)(個人情報を除く)	土木部 公園みどり課	H25. 11. 27	公開	H25. 12. 3	写し	
40	H25. 11. 22	通称「ふれあい通り」に設置されている「視覚障害者用誘導ブロック」の移設改修工事に関して、土木部土木総務課が保管する「施工決裁文書」についての情報公開を求める。 A 標記移設改修工事の「正式工事名称」に関して B 標記移設改修工事の必要性を判断するに至った動機・端緒、理由、工事目的等に関して C その工事期間、工事範囲に関して(誘導ブロックの設置位置の移動を示す工事図面を含む) D 工事達成に要した諸費用の総額に関して(工事契約書)	土木部 土木総務課	H25. 12. 5	不存在 ※7			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
41	H25. 11. 22	<p>通称「ふれあい通り」に設置されている「視覚障害者用誘導ブロック」の移設改修工事に関して、道路整備課が保管する「施工決裁文書」についての情報公開を求める。</p> <p>A 標記移設改修工事の「正式工事名称」に関して  B 標記移設改修工事の必要性を判断するに至った動機・端緒、理由、工事目的等に関して  C その工事期間、工事範囲に関して(誘導ブロックの設置位置の移動を示す工事図面を含む)  D 工事達成に要した諸費用の総額に関して(工事契約書)</p> <p>&lt;対象文書&gt;  ①交通バリアフリー市役所前線道路整備工事の施工決裁(平成23年7月28日決裁)  ②交通バリアフリー市役所前線道路整備工事の変更決裁(平成24年1月24日決裁)  ③交通バリアフリー市役所前線道路整備工事の変更決裁(平成24年2月22日決裁)</p>	土木部 道路整備課	H25. 12. 9	部分公開 6-3 6-7	H25. 12. 9	写し	
42	H25. 11. 22	<p>「市営岡東町駐車場」新設工事計画にかかる「決裁文書」中、その必要性を判断するに至った動機・端緒、理由等に関する記述</p> <p>&lt;対象文書&gt;  土地収用法に基づく事業認定申請書の提出について(昭和59年11月21日決裁)</p>	土木部 交通対策課	H25. 12. 2	公開	H25. 12. 9	写し	
43	H25. 11. 22	<p>「通称イズミヤ通り」舗道上の「視覚障害者用誘導ブロック」及び「車止め用ポール」設置工事の決裁文書に関わって</p> <p>A 同工事の「公式工事名称」に関する記述部分  B 同工事の必要性を判断するに至った動機・端緒、理由、工事目的等に関する記述部分  C 同工事の期間、範囲に関する記述部分  D 同工事の図面(当面、工事全体の平面図)  E 同工事の達成に要した諸費用の総額に関する記述部分</p>	土木部 道路補修課	H25. 12. 5	不存在 ※8			
44	H25. 11. 22	<p>「通称中宮平和ロード」舗道上の「視覚障害者用誘導ブロック」設置工事の決裁文書に関わって</p> <p>A 同工事の「公式工事名称」に関する記述部分  B 同工事の必要性を判断するに至った動機・端緒、理由、工事目的等に関する記述部分  C 同工事の期間、範囲に関する記述部分  D 同工事の図面(当面、工事全体の平面図)  E 同工事の達成に要した諸費用の総額に関する記述部分</p>	土木部 道路整備課	H25. 12. 9	不存在 ※9			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
45	H25. 11. 22	<p>「三菱東京UFJ銀行枚方支店」前舗道の改修工事の決裁文書に関わって</p> <p>A 同工事の「公式工事名称」に関する記述部分</p> <p>B 同工事の必要性を判断するに至った動機・端緒、理由、工事目的等に関する記述部分</p> <p>C 同工事の期間、範囲に関する記述部分</p> <p>D 同工事の図面(当面、工事全体の平面図)</p> <p>E 同工事の達成に要した諸費用の総額に関する記述部分</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>交通バリアフリー禁野枚方線道路整備工事(その2)の変更決裁(平成23年3月8日決裁)のうち</p> <p>①変更契約回議書</p> <p>②工事場所位置図</p> <p>③請負金額等一覧表</p> <p>④構造物平面図</p> <p>⑤舗装平面図</p> <p>⑥構造物撤去平面図</p> <p>⑦舗装撤去平面図</p> <p>⑧支障物件平面図</p> <p>⑨区画線平面図</p>	土木部 道路整備課	H25. 12. 9	公開	H25. 12. 9	写し	
46	H25. 11. 26	添付資料(写真・地図)にあるのぼり旗の設置許可にかかる文書	土木部 道路管理課	H25. 12. 3	不存在 ※10			
47	H25. 11. 29	<p>①添付資料1の自動販売機2台中1台(写真右側)並びに添付資料2及び3の自動販売機に係る設置の届出(直近分)</p> <p>②添付資料3の自動販売機の管理に係る書類(直近分)</p>	環境保全部 環境衛生課	H25. 12. 13	不存在 ※11			
48	H25. 11. 29	<p>①添付資料1の自動販売機2台中1台(写真左側)に係る設置の届出(直近分)</p> <p>②添付資料1及び2の自動販売機の管理に係る書類(直近分)</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>①自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇)</p> <p>②職務の執行に対する意見、要望等記録票(平成25年10月7日受付分、平成25年11月26日受付分)</p>	環境保全部 環境衛生課	H25. 12. 13	部分公開 6-1 6-3	H25. 12. 16	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
49	H25. 12. 9	①「京阪枚方市駅南口、市道禁野-枚方線」三菱東京UFJ銀行枚方支店前市道内における、平成25年1月29日(火)午前中施工済みの<カラーコーン設置工事> ②「京阪枚方市駅南口、市道禁野-枚方線」近畿大阪銀行枚方支店前市道内における、平成25年11月17日(火)午前中施工済みの<カラーコーン設置(追加)工事> 標記①②の2案件の工事決裁文書に関わって A 標記工事の公式工事名称についての記述部分 B 標記工事の必要性を判断するに至った動機・端緒、理由、工事目的等についての記述部分 C 標記工事の期間、範囲についての記述部分 D 標記工事の図面(工事全体の平面図) E 標記工事の達成に要した諸費用の総額についての記述部分 <対象文書> ①交通安全施設整備工事(H24-5) 工事請負契約書 ②交通安全施設整備工事(H24-5) 変更契約書 ③交通安全施設整備工事(H24-6) 工事請負契約書 ④交通安全施設整備工事(H24-5) 工事場所位置図 ⑤交通安全施設整備工事(H24-5) 計画平面図 ⑥交通安全施設整備工事(H25-6) 工事場所位置図 ⑦交通安全施設整備工事(H25-6) 計画平面図 ⑧禁野枚方線のめいわく駐車対策について(方針決裁)	土木部 交通対策課	H25. 12. 25	部分公開 6-1 6-3	H25. 12. 25	写し	
50	H25. 12. 11	H24年度枚方市農業関係災害復旧事業補助金交付申請書から支払手続完了までの書類 <対象文書> ①回議書(補助金の交付決定について)26件 ②回議書(補助金の交付確定及び支出について)26件 ③支出負担行為決議書、支出命令書及び補助金交付請求書 26件	地域振興部 農政課	H25. 12. 24	部分公開 6-1 6-3	H25. 12. 26	写し	
51	H25. 12. 24	平成23年10月1日付け発令の上下水道事業管理者の任命辞令(写)	総務部 人材育成室 人事課	H25. 12. 27	公開	未実施		
52	H25. 12. 25	ふれあい通りのブロック改修工事の工事決裁文書の廃棄文書目録 <対象文書> 廃棄文書目録(平成25年6月24日土木総務課廃棄分)	土木部 土木総務課	H26. 1. 8	公開	H26. 1. 9	写し	
53	H25. 12. 25	イズミヤ通りのブロック及び車止め用ポールの設置工事の工事決裁文書の廃棄文書目録	土木部 道路補修課	H26. 1. 8	不存在 ※12			
54	H25. 12. 25	中宮平和ロードのブロック設置工事の工事決裁文書の廃棄文書目録	土木部 道路整備課	H26. 1. 8	不存在 ※13			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
55	H26. 2. 5	添付資料(写真・地図)にあるバス停/香里ヶ丘七丁目の設置許可(全ての文書)(直近分)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)(個人情報及び印影を除く)	土木部 道路管理課	H26. 2. 10	公開	H26. 2. 24	写し	
56	H26. 2. 5	添付資料にある震度表示計の「調整中」に係る文書	公共施設部 施設整備室	H26. 2. 14	不存在 ※14			
57	H26. 2. 12	①北牧野、中宮保育所の運営法人に選定された法人が提出した事業計画書 ②得点表(上記選定に係るもの)	子ども青少年部 子育て支援室	H26. 2. 26	部分公開 6-1 6-3 6-7	H26. 3. 11	写し	
58	H26. 2. 27	添付の写真(4/7)中の右側2台、写真(5/7)中の全台の自動販売機についての枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例第12条に基づく届出(個人情報及び印影を除く) <対象文書> ①自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ②自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ③自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ④自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ※個人情報及び印影を除く	環境保全部 環境衛生課	H26. 3. 13	公開	H26. 3. 17	写し	
59	H26. 2. 27	添付の写真(1/7)、(2/7)、(3/7)、(6/7)、(7/7)中の全台、写真(4/7)中の左側1台の自動販売機についての枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例第12条に基づく届出(個人情報及び印影を除く)	環境保全部 環境衛生課	H26. 3. 13	不存在 ※15			
60	H26. 3. 13	①金入り設計書(平成26年度公園等草刈作業委託(路線2)) ②金入り設計書(平成26年度公園等草刈作業委託(中部A地区))	土木部 公園みどり課	H26. 3. 27	部分公開 6-7	H26. 3. 31	写し	
61	H26. 3. 13	①平成24年度小中学校におけるいじめの状況調査(4月～12月) ②児童生徒調査 回答表C-1(公立学校)いじめの認知件数等 ③調査Ⅱ 平成24年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 ④平成24年度児童の問題行動調査票4月～12月分(いじめの件数について) ※〇〇小学校分	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H26. 3. 27	部分公開 6-1 6-7	H26. 3. 31	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
62	H26. 3. 17	添付資料(2/9、3/9)にある自動販売機に係る環境衛生課への届出(個人情報及び印影を除く) <対象文書> ①自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ②自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ※個人情報及び印影を除く	環境保全部 環境衛生課	H26. 3. 31	公開	H26. 4. 1	写し	
63	H26. 3. 17	添付資料(1/9、4/9～9/9)にある自動販売機に係る環境衛生課への届出(個人情報及び印影を除く)	環境保全部 環境衛生課	H26. 3. 31	不存在 ※16			

不存在の理由

- ※1 ①評価庁と不動産鑑定士との合同調査は実施しておらず、また、意見交換等の内容を記録している固定資産鑑定評価員会議会議録に西禁野に所在する標準宅地と路線に関する記載がないため。  
②これらの事項は不動産鑑定士等が行うものであるが、その内容を記録した文書は取得していないため。  
③評価庁が鑑定評価価格を精査した際に、不動産鑑定士等とやりとりした照会・回答文書は存在しないため。  
④価格算定補足資料の提出は求めておらず、又、取得していないため。
- ※2 当該看板の設置者から、設置許可の申請がなされていないため。  
※3 本市に「通学路専用道路」という道路の種別は存在しないため。  
※4 保存文書の中に、それに類する文書は見当たらないため。  
※5 基準書は、固定資産評価支援業務の統一的な処理が図られるよう、同業務委託仕様書において受託者にその作成を求めているものですが、これを市に提出することは求めておらず、また、取得していないため。  
※6 申請書の提出がなかったため。  
※7 ふれあい通りにおける道路バリアフリー化工事に関して当課が保管していた文書は平成16年に作成されたものであり、保存期間の5年が経過し、既に廃棄されているため。  
※8 工事決裁文書の保存年限は5年であり、平成5年までに完了した本件工事の決裁文書は、同年以前に作成されているので、同文書は既に保存年限を経過しており、検索したところ、現に保管・保存していないため。  
※9 工事決裁文書の保存年限は5年であり、平成3年度までに完了した本件工事の決裁文書は、同年度以前に作成されているので、同文書は既に保存年限を経過しており、検索したところ、現に保管・保存していないため。  
※10 市道上にのぼり旗を設置することを許可する手続きはないため。  
※11 ①については、未届出のため。②については、本物件に係る苦情等が無かったため。  
※12 廃棄文書目録と工事決裁文書の保存年限は、それぞれ3年と5年であるため、平成5年までに完了している本件工事の工事決裁文書は平成11年までに、また、同文書の廃棄文書目録は平成15年までに、それぞれ保存年限を経過しており、書庫等も確認したが、現に保管・保存していないため。  
※13 廃棄文書目録と工事決裁文書の保存年限は、それぞれ3年と5年であるため、平成3年度までに完了している本件工事の工事決裁文書は平成9年度までに、また、同文書の廃棄文書目録は平成13年度までに、それぞれ保存年限を経過しており、書庫等も確認したが、現に保管・保存していないため。  
※14 添付写真にある覆いをし、その表記を「調整中」とするに至ったこと分かる文書を作成し、又は収受していないため。  
※15 未届出のため。  
※16 未届出のため。

却下の理由

- ※1 建築計画概要書は、建築基準法93条の2の規定により写しの交付を含む閲覧手続きが定められているので、枚方市情報公開条例19条1項の規定により、同条例が適用されないため。

## 2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H25. 4. 3	<p>地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録・記載されている、土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。</p> <p>※直近のもの。</p> <p>※〇〇地区のみ。</p> <p>※分離評価されている土地を除く。</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>平成25年度 土地価格等縦覧帳簿(〇〇地区)</p> <p>※物件所在地、登記地目及び地積に限る。</p> <p>※分離評価されている土地を除く。</p>	財務部 税務室 資産税課	H25. 4. 10	公開	郵送	写し	
2	H25. 4. 16	<p>①樟葉南小学校体育館耐震補強工事 竣工図</p> <p>②樟葉西小学校体育館耐震補強工事 竣工図</p> <p>③船橋小学校体育館耐震補強工事 竣工図</p> <p>④西牧野小学校体育館耐震補強工事 竣工図</p>	公共施設部 施設整備室	H25. 5. 1	公開	H25. 5. 27	写し	
3	H25. 4. 23	<p>水質関係対象事業所基礎情報(平成24年3月31日現在)</p> <p>(水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設を有する事業所に係る名称、所在地、TEL)</p>	環境保全部 環境公害課	H25. 5. 7	公開	H25. 5. 7	写し	
4	H25. 4. 24	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成25年4月1日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年4月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年4月8日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年4月15日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 4. 30	公開	H25. 5. 1	写し	
5	H25. 5. 1	<p>地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録・記載されている、土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。</p> <p>※直近のもの。</p> <p>※〇〇地区のみ。</p> <p>※分離評価されている土地を除く。</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>平成25年度 土地価格等縦覧帳簿(〇〇地区)</p> <p>※物件所在地、登記地目及び地積に限る。</p> <p>※分離評価されている土地を除く。</p>	財務部 税務室 資産税課	H25. 5. 7	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
6	H25. 5. 1	平成25年2月25日に届出のあった〇〇の大規模小売店舗立地法5条1項に係る届出一式のうち、届出書の1ページ目と2ページ目及び添付資料中の周辺見取り図と店舗の配置図。図面は真上から見た店舗の形状、道路と建物の位置関係がわかるものを希望。	地域振興部 産業振興課		取下げ			
7	H25. 5. 2	次の各委託の設計書 ①公共下水道杉山手地区他污水管実施設計委託 ②公共下水道野村中町地区污水管実施設計委託 ③公共下水道長尾東町地区他污水管実施設計委託 ④公共下水道田口山地区他污水管実施設計委託(その1) ⑤公共下水道田口山地区他污水管実施設計委託(その2) ⑥公共下水道藤阪東町地区污水管実施設計委託 ⑦公共下水道西禁野2丁目地区他污水管実施設計委託 ⑧印田町地区雨水管整備実施設計委託 ⑨町楠葉地区雨水管整備実施設計委託 ⑩藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託 ※平成24年度分	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 5. 13	部分公開 6-7	H25. 5. 14	写し	
8	H25. 5. 7	公共下水道第10工区野村元町污水管布設工事(開札:2012年6月6日)に係る金入り設計書	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 5. 21	部分公開 6-7	郵送	写し	
9	H25. 5. 8	引継図書28のうち昭和57年度淀川左岸第3号水路支線改良工事 平面図(個人情報を除く)	上下水道局 下水道部 下水管理課	H25. 5. 14	公開	H25. 5. 15	写し	
10	H25. 5. 9	平成24年度に選定された枚方市立火葬場の指定管理者が提出した次の書類 ①(2)事業計画書(様式第2号) ②(3)収支予算書(様式第3号)	環境保全部 環境衛生課	H25. 5. 23	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
11	H25. 5. 23	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年4月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成25年5月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年4月30日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 5. 31	公開	H25. 6. 3	写し	
12	H25. 5. 27	水質関係対象事業所基礎情報(平成24年3月31日現在) (水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設を有する事業所に係る名称、所在地及び平均排水量に限る)	環境保全部 環境公害課	H25. 5. 31	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
13	H25. 5. 27	案件番号:021001010200020130039 入札公告日:平成25年4月18日 工事名:管理棟・水質試験棟更新工事(電気設備移設工事) 当初金入り設計書及び参考資料(二次単価表)を含む全て <対象文書> ①管理棟・水質試験棟更新工事(電気設備移設工事)設計書 ②管理棟・水質試験棟更新工事(電気設備移設工事)図面目録E-1~30	上下水道局 水道部 浄水課	H25. 6. 10	部分公開 6-3 6-7	郵送	写し	
14	H25. 6. 6	次の設計委託に係る設計書 ①新安居川ポンプ場整備実施設計委託 ②公共下水道杉3丁目地区污水管実施設計委託 ③流域関連公共下水道事業計画変更業務 ④公共下水道長尾元町7丁目地区他污水管実施設計委託 ⑤下水道浸水被害軽減総合計画策定及び内水ハザードマップ資料作成業務 ⑥公共下水道杉山手3丁目地区污水管実施設計委託 ※平成25年度分	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 6. 20	部分公開 6-7	H25. 6. 27	写し	
15	H25. 6. 6	平成25年度枚方市東部清掃工場に係る環境アセスメント事後調査委託設計書	環境事業部 東部清掃工場	H25. 6. 18	部分公開 6-7	H25. 6. 27	写し	
16	H25. 6. 7	社会福祉法人〇〇の平成22年度、23年度、24年度貸借対照表・事業活動収支計算書(明細付)	福祉部 法人指導課	H25. 6. 18	部分公開 6-3	H25. 6. 19	写し	
17	H25. 6. 20	①公共下水道津田北町1丁目地区污水管実施設計委託設計書 ②公共下水道津田北町地区他污水管実施設計委託設計書 ※平成25年6月5日開札分	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 7. 1	部分公開 6-7	H25. 7. 11	写し	
18	H25. 6. 20	平成25年度北部調整槽改修事業実施設計委託	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H25. 7. 3	部分公開 6-3 6-7	H25. 7. 11	写し	
19	H25. 6. 21	平成25年4月19日付け枚方市告示第200号	都市整備部 都市計画課	H25. 6. 28	公開	H25. 6. 28	写し	
20	H25. 6. 21	・枚方市立総合スポーツセンターの指定管理に関する次の文書 ①事業計画書(平成21・22・23・24・25年度)(添付資料を除く) ②年度報告書(平成21年以降分) ・枚方市立渚市民体育館の指定管理者に関する次の文書 ①事業計画書(平成21・22・23・24・25年度)(添付資料を除く) ②年度報告書(平成21年以降分)	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	H25. 7. 5	部分公開 6-1	H25. 7. 12	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
21	H25. 6. 25	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年5月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成25年6月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年6月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成25年6月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 7. 3	公開	H25. 7. 5	写し	
22	H25. 6. 27	宅地造成に関する工事の許可申請書(平成25年2月15日收受都査宅第〇〇号)に添付の次の図面 ①造成計画平面図 ②造成計画断面図(1)(2) ③A号地擁壁断面図 ④逆T型H=4500擁壁配筋図 ⑤A号地逆L型部擁壁配筋図 ⑥A号地T-2200タイプ擁壁配筋図 ⑦擁壁展開図(1)(2) ⑧ボーリング位置図 ⑨ボーリング柱状図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 7. 3	公開	H25. 7. 4	写し	
23	H25. 7. 2	社会福祉法人〇〇、〇〇、〇〇に係る次の文書 ①平成24年度貸借対照表 ②平成24年度事業活動収支計算書 ※内訳を除く	福祉部 法人指導課	H25. 7. 12	公開	H25. 7. 16	写し	
24	H25. 7. 5	平成25年度枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ①賠償責任保険証券(付属明細を含む) ②申込書(付属明細を含む) ③実施要領 ④仕様書 ※約款、特約及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	H25. 7. 17	公開	郵送	写し	
25	H25. 7. 19	平成25年度国民健康保険における診療報酬明細書点検業務委託に関する仕様書・契約書及び契約金額 <対象文書> 業務委託契約書(平成25年度国民健康保険に係る診療報酬明細書点検業務委託に係るもの)	健康部 国民健康保険課	H25. 7. 26	部分公開 6-3	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
26	H25. 7. 22	杉地区道路整備工事(2工区)に係る設計書(2012年10月11日開札分)	土木部 道路整備課	H25. 8. 2	部分公開 6-7	郵送	写し	
27	H25. 7. 22	次の各工事に係る金入り設計書(内訳書・代価表) ①平成25年度 公共下水道第47工区禁野本町污水管布設工事(2013年6月5日開札分) ②平成25年度 公共下水道第16工区津田東町3丁目污水管布設工事(2013年6月5日開札分) ③平成24年度 公共下水道第36工区長尾北町2丁目污水管布設工事(2012年8月8日開札分) ④平成24年度 公共下水道第14工区杉1丁目污水管布設工事(2012年10月11日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 8. 5	部分公開 6-7	郵送	写し	
28	H25. 7. 24	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年6月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成25年7月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年7月4日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 7. 26	公開	H25. 7. 30	写し	
29	H25. 7. 24	社会福祉法人〇〇に係る次の文書 ①平成22、23、24年度貸借対照表 ②平成22、23、24年度事業活動収支計算書 ※内訳を除く	福祉部 法人指導課	H25. 8. 2	公開	H25. 8. 13	写し	
30	H25. 7. 31	次の社会福祉法人の貸借対照表及び事業活動収支計算書 ①〇〇(平成21・22年度分) ②〇〇(平成23・24年度分) ③〇〇、〇〇及び〇〇(平成24年度分) ④〇〇及び〇〇(平成24年度分) ※内訳及びこれに相当するものを除く	福祉部 法人指導課	H25. 8. 13	部分公開 6-1 6-3	H25. 8. 13	写し	
31	H25. 8. 19	保険証券(枚方市子どもいきいき広場活動(公益活動)災害補償保険に係るもの)(平成25年度)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H25. 8. 29	公開	H25. 9. 3	写し	
32	H25. 8. 19	平成25年度枚方市市民公益活動災害補償保険に係る賠償責任保険証券 ※約款、特約及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	H25. 8. 26	公開	H25. 9. 3	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
33	H25. 8. 19	保険証券(平成25年度交通専従員交通事故傷害保険に係るもの)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H25. 9. 2	公開	H25. 9. 3	写し	
34	H25. 8. 19	盗難保険証券(ICTデジタルテレビ盗難保険に係るもの)(平成25年4月1日契約分)(約款及び特約を除く)(個人情報及び印影を除く)	教育委員会 管理部 教育総務課	H25. 8. 28	公開	H25. 9. 3	写し	
35	H25. 8. 19	保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険 加入者証(平成25年度日々雇用者(雇い上げ)傷害保険分)(添付書類及び印影を除く)	健康部 保健センター	H25. 8. 30	公開	H25. 9. 3	写し	
36	H25. 8. 19	保険証券(「平成25年度 留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険」に係るもの) ※約款及び特約を除く ※署名及び印影を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H25. 8. 30	公開	H25. 9. 3	写し	
37	H25. 8. 19	①保険証券(枚方市立すぎの木園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成25年4月17日)(約款、特約及び印影を除く) ②保険証券(枚方市立幼児療育園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成25年4月30日)(約款、特約及び印影を除く)	子ども青少年部 子育て支援室	H25. 9. 2	公開	H25. 9. 3	写し	
38	H25. 8. 19	①保険証券(市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険に係るもの)(平成25年5月20日契約)(約款及び特約を除く)(個人情報及び印影を除く) ②市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険 仕様書(平成25年度分)	地域振興部 生涯学習課	H25. 9. 2	公開	H25. 9. 3	写し	
39	H25. 8. 21	平成25年度枚方市市民公益活動災害補償保険に係る賠償責任保険証券 ※約款、特約及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	H25. 8. 26	公開	H25. 9. 18	写し	
40	H25. 8. 21	①保険証券(枚方市立すぎの木園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成25年4月17日)(約款、特約及び印影を除く) ②保険証券(枚方市立幼児療育園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成25年4月30日)(約款、特約及び印影を除く)	子ども青少年部 子育て支援室	H25. 9. 2	公開	H25. 9. 18	写し	
41	H25. 8. 21	①保険証券(市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険に係るもの)(平成25年5月20日契約)(約款及び特約を除く)(個人情報及び印影を除く) ②市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険 仕様書(平成25年度分)	地域振興部 生涯学習課	H25. 9. 2	公開	H25. 9. 18	写し	
42	H25. 8. 21	保険証券(平成25年度交通専従員交通事故傷害保険に係るもの)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H25. 9. 3	公開	H25. 9. 18	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
43	H25. 8. 21	保険証券(「平成25年度 留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」に係るもの) ※約款及び特約を除く ※署名及び印影を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H25. 8. 30	公開	H25. 9. 18	写し	
44	H25. 8. 21	保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険 加入者証(平成25年度日々雇用者(雇い上げ)傷害保険分)(添付書類及び印影を除く)	健康部 保健センター	H25. 8. 30	公開	H25. 9. 18	写し	
45	H25. 8. 21	保険証券(枚方市子どもいきいき広場活動(公益活動)災害補償保険に係るもの)(平成25年度分)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H25. 8. 29	公開	H25. 9. 18	写し	
46	H25. 8. 21	盗難保険証券(ICTデジタルテレビ盗難保険に係るもの)(平成25年4月1日契約分)(約款及び特約を除く)(個人情報及び印影を除く)	教育委員会 管理部 教育総務課	H25. 8. 28	公開	H25. 9. 18	写し	
47	H25. 8. 27	①次の社会福祉法人の平成24年度貸借対照表及び事業活動収支計算書 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇 ※内訳及びこれに相当するものを除く ②次の社会福祉法人の平成24年度貸借対照表及び事業活動収支内訳書 〇〇	福祉部 法人指導課	H25. 9. 9	部分公開 6-3	H25. 9. 9	写し	
48	H25. 8. 27	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年7月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成25年8月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年7月31日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成25年8月6日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 9. 2	公開	H25. 9. 3	写し	
49	H25. 9. 2	賠償責任保険証券(総合福祉会館に係るもの)(現契約分)(印影、約款及び特約を除く)	福祉部 福祉総務課	H25. 9. 12	公開	H25. 9. 18	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
50	H25. 9. 2	下記の保険証券 ①スポーツ教室 傷害保険 ②スポーツ教室 賠償責任保険 ③施設の賠償責任保険 ※総合スポーツセンター・渚市民体育館分 ※平成25年度分 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く <対象文書> ①主催事業参加者 団体総合補償制度費用保険証券 ②主催事業 賠償責任保険証券 ③施設賠償責任保険証券 ※平成25年度分 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	H25. 9. 6	公開	H25. 9. 18	写し	
51	H25. 9. 30	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年9月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年9月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年9月4日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年9月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 10. 4	公開	H25. 10. 7	写し	
52	H25. 10. 10	枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ①平成25年度市民公益活動災害補償保険のご案内 ②枚方市市民公益活動災害補償保険実施要領 ③枚方市市民公益活動災害補償保険仕様書 ④指名競争入札(委託)執行調書 ⑤賠償責任保険証券(保険約款及び印影を除く) ⑥平成24年度契約の事故件数及び支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	市民安全部 市民活動課	H25. 10. 24	公開	郵送	写し	
53	H25. 10. 23	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年10月3日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年10月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇〇) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 10. 25	公開	H25. 10. 31	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
54	H25. 11. 12	①枚方市伊加賀西土地区画整理事業 事業計画書(現況図(イ)を除く) ②枚方市伊加賀西土地区画整理事業 事業計画書(第1回変更) ③枚方市伊加賀西土地区画整理事業 事業計画書(第2回変更)	都市整備部 都市整備推進室	H25. 11. 25	公開	郵送	写し	
55	H25. 11. 12	枚方市伊加賀西土地区画整理事業 事業計画書に添付の現況図(イ)	都市整備部 都市整備推進室	H25. 11. 25	不存在 ※1			
56	H25. 11. 21	自治会等代表者名簿(縦覧用)(平成25年11月20日発行分)	市民安全部 市民活動課	H25. 11. 29	部分公開 6-1	郵送	写し	
57	H25. 12. 2	〇〇が提出した現在の許可に係る一般廃棄物収集許可申請書類 <対象文書> 一般廃棄物収集・運搬業許可申請書(更新)(平成24年2月10日付け環事 総第〇〇号)	環境事業部 減量総務課	H25. 12. 16	部分公開 6-1 6-3	H25. 12. 17	写し	
58	H25. 12. 2	①一般家庭ゴミ収集委託契約(平成22年12月24日締結分)に係る下記の 書類(〇〇、〇〇、〇〇の共同企業体との契約分) ・契約書・契約金額積算資料・仕様書・入札結果の分かる文書 ②搬入記録(〇〇分、上記契約に係るもの、平成25年1月1日～平成25年 11月30日) <対象文書> 一般家庭ゴミ収集委託(平成22年12月24日契約締結分)に係る次の文 書 ①業務委託契約書 ②変更契約書 ③平成22年度一般ごみ収集業務委託料設計書 ④一般ごみ収集業務委託仕様書 ⑤入札結果の分かる文書 ⑥搬入記録(平成25年1月1日～平成25年11月30日分)	環境事業部 減量業務室	H25. 12. 16	部分公開 6-3 6-7	H25. 12. 17	写し	
59	H25. 12. 6	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年10月29日收受都調第〇〇-〇 〇-〇〇号～平成25年12月4日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協 議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇 〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年10月24日收受 都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年11月19日收受都調第〇〇-〇〇- 〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び 付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 12. 10	公開	H25. 12. 10	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
60	H25. 12. 16	枚方市〇〇町〇丁目〇〇-〇〇と〇〇-〇〇の境界確定協議書	土木部 公園みどり課	H25. 12. 26	部分公開 6-1 6-3	H25. 12. 27	写し	
61	H26. 1. 16	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年12月9日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年1月14日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年12月10日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成25年12月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 1. 22	公開	H26. 1. 24	写し	
62	H26. 2. 3	〇〇(許可番号第〇〇号)に係る次の文書 ①汚染土壌処理業許可申請書(表紙、事業経営計画概要書、施設配置図等、汚染土壌の処理工程図及びマテリアルバランス、汚水・排水処理計画と雨水対策、飛散等及び地下浸透の防止計画書に限る。) ②汚染土壌処理業に係る変更届出書(表紙のみ) ③汚染土壌処理終了報告書(平成25年分)(表紙のみ)	環境保全部 環境公害課	H26. 3. 19	部分公開 6-1 6-3	H26. 3. 26	写し	回答期間 延長通知 H26. 2. 17 第三者 情報公開 申出通知 H26. 2. 17
63	H26. 2. 24	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年1月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年2月14日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年1月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年1月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 2. 28	公開	H26. 3. 3	写し	
64	H26. 3. 10	【工事件名】中宮浄水場薬注剤制御盤等更新工事 【開札日】平成25年8月7日 上記工事に係る次の文書 ①金入り工事内訳書 ②金入り施工代価表 ③適用積算基準及び単価適用年月日 ④共通費「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」等の算出計算表 <対象文書> ①平成25年度中宮浄水場薬注剤制御盤等更新工事 内訳書 ②建設工事・修繕工事に係る設計・積算業務の基準	上下水道局 水道部 浄水課	H26. 3. 24	部分公開 6-3 6-7	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
65	H26. 3. 18	地方税法に基づき作成された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、土地・家屋の「所在、地番・家屋番号、地目・種類(用途)、構造、地積・床面積、階層、建築年月日等」の各項目のうち、開示可能(例:価格を除くものあるいは不動産登記事項のみなど)なものの一覧表で、平成26年1月1日現在のもの。	財務部 税務室 資産税課	H26. 4. 1	非公開 6-2			
66	H26. 3. 24	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年2月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年3月14日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成25年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年2月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年3月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 3. 27	公開	H26. 3. 28	写し	

不存在の理由

※1 当該文書を紛失したため。

### 3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
1	H25. 4. 22	自己情報開示等請求に係る回議書(平成24年度受付〇〇号、〇〇号、〇〇号、〇〇号(枚固審第〇〇号のみ)) <対象文書> ①枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「固定資産評価審査議事調書(平成〇〇年〇〇月〇〇日分)※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く」の開示について ②枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「固定資産評価審査議事調書(平成〇〇年〇〇月〇〇日分)※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く」の開示について ③枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「1. 固定資産評価審査議事調書(平成〇〇年〇〇月〇〇日分及び平成〇〇年〇〇月〇〇日分) 2. 固定資産評価審査実地調査調書(平成〇〇年〇〇月〇〇日分)※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く」の開示について ④枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「審査申出人〇〇に関する次の書類(写真、図面を含む)(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)(平成〇〇年度分)(1)固定資産評価審査議事調書(第〇〇回以降分)(3)平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施された意見陳述調書※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く」の開示について ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価 審査委員会事務局	H25. 5. 2	開示	H25. 5. 8	閲覧、写し	
2	H25. 4. 26	平成24年度市民の声(受付番号〇〇)	政策企画部 市民相談課	H25. 5. 7	開示	H25. 5. 28	閲覧	
3	H25. 5. 15	〇〇に対する生活福祉室の対応について(平成25年3月15日付け)	総務部 コンプライアンス 推進課	H25. 5. 23	開示	郵送	写し	
4	H25. 5. 17	平成25年度 土地評価調書(枚方市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇)	財務部 税務室 資産税課	H25. 5. 31	開示	H25. 6. 4	写し	
5	H25. 5. 21	①車イスナンバー一覧(平成22年12月1日現在) ②車イス管理台帳(平成22年7月)(本人分のみ)	福祉部 障害福祉室	H25. 5. 22	開示	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
6	H25. 5. 30	情報公開請求に係る回議書(平成25年4月26日付け財資第〇〇号) <対象文書> ①枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった複数文書のうち、「評価庁が、次のことを行っていた場合に、その内容がわかる文書「路線価の付設が終了した場合は、最終的に全路線価の均衡が維持されているかどうか、綿密に検討し、適当な評価の実施に努める」」の公開について(平成25年4月26日決裁) ②枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった複数文書のうち、「評価庁が次のことを行っていた場合に、その内容が分かる文書 他」を除く残りの文書の公文書不存在について(平成25年4月26日決裁)	財務部 税務室 資産税課	H25. 6. 13	開示	H25. 6. 13	閲覧	
7	H25. 6. 18	決定理由説明書の作成について(平成25年5月22日決裁)	固定資産評価 審査委員会事務局	H25. 7. 1	開示	H25. 7. 3	閲覧、写し	
8	H25. 7. 19	請求者に係る次の文書 ①住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成24年9月14日付け) ②戸籍謄本等職務上請求書(平成24年10月25日付け) ③住民票の写し等職務上請求書(平成24年10月29日付け) ④住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成25年1月7日付け)	市民安全部 市民課	H25. 7. 30	部分開示 16-2-4	H25. 8. 2	写し	
9	H25. 7. 22	〇〇に係る介護給付費通知書(平成19年12月分～平成21年6月分)	福祉部 高齢社会室	H25. 7. 30	開示	H25. 7. 30	写し	
10	H25. 8. 12	請求者に係る面接記録票(2件)	福祉部 生活福祉室	H25. 8. 23	開示	郵送	写し	
11	H25. 8. 13	〇〇単独名義の課税台帳(平成6年度分及び平成13～平成16年度分) <対象文書> 本人に係る次の書類 ①土地・家屋名寄台帳(平成6年度) ②課税台帳データ一覧「賦課表・課税土地一筆表・家屋課税明細表」(平成13年度及び14年度) ③物件一覧表(固定資産税課税台帳 抄)(平成15年度及び16年度)	財務部 税務室 資産税課	H25. 8. 27	開示	H25. 8. 28	写し	
12	H25. 8. 14	住民票の写し等交付請求書(平成25年8月9日交付分) <対象文書> 請求者に係る次の文書 住民票の写し・除票の写し交付申請書(2013年8月2日付け)	市民安全部 市民課	H25. 8. 20	部分開示 16-2-4	H25. 8. 20	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
13	H25. 8. 21	平成17年度分 保護決定調書31件	福祉部 生活福祉室	H25. 9. 2	開示	H25. 9. 4	写し	
14	H25. 8. 30	請求者に係る次の文書 住民票の写し等交付申出書(2013年8月23日付け)	市民安全部 市民課	H25. 9. 6	部分開示 16-2-4	H25. 9. 10	写し	
15	H25. 9. 6	〇〇氏所有の所在、大阪府枚方市〇〇町〇丁目、地番〇〇番〇〇の土地と、家屋番号〇〇町〇丁目〇〇番〇〇の建物に係る昭和62年から平成24年までの評価額及び税額がわかる書類(現存分のみ) <対象文書> 本人に係る次の文書 ①土地・家屋名寄台帳(平成元年度～平成11年度)(平成15年度～平成20年度分) ②課税台帳データ一覧「課税土地一筆表・家屋課税明細表」(平成12年度～14年度分)	財務部 税務室 資産税課	H25. 9. 18	開示	H25. 9. 18	写し	
16	H25. 9. 9	回答決裁(平成23年1月31日付け教社文第〇〇号のうち、追加設問のイに対する回答に係るもの) <対象文書> 「百済王氏コーナーの設置について」(平成23年1月6日付け)	教育委員会 社会教育部 中央図書館	H25. 9. 19	開示	H25. 9. 25	写し	
17	H25. 9. 9	回答決裁(平成23年1月31日付け教社文第〇〇号のうち、追加設問のイに対する回答に係るもの) <対象文書> 「貴職の「平成22年12月16日付け教社文第125号回答」に接して(再要望書)」(平成23年1月5日收受教社文第〇〇号) ※追加設問のイに係るもの以外のものを除く	教育委員会 社会教育部 文化財課	H25. 9. 20	開示	H25. 9. 25	写し	
18	H25. 9. 9	〇〇に係る下記の書類 ①認定調査票 ②主治医意見書 ※平成24年5月18日申請分	福祉部 高齢社会室	H25. 9. 24	開示	H25. 9. 24	写し	
19	H25. 9. 30	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書(平成25年9月25日付け)	市民安全部 市民課	H25. 10. 9	開示	郵送	写し	
20	H25. 10. 9	請求者に係る次の文書 戸籍証明書等の請求書(平成22年8月4日付け)	市民安全部 市民課	H25. 10. 15	開示	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
21	H25. 10. 25	枚方市〇〇町〇〇番の〇〇 〇〇号 枚方市〇〇町〇〇番の〇〇 〇〇号の権利変換の価額 <対象文書> 権利変換変更処分通知(昭和50年7月21日付け 〇〇開都第〇〇号)	都市整備部 都市整備推進室	H25. 11. 1	開示	H25. 11. 1	閲覧、写し	
22	H25. 10. 30	請求者に係る次の文書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成25年10月23日付け)	市民安全部 市民課	H25. 11. 11	開示	H25. 11. 11	写し	
23	H25. 10. 30	本人に係る次の文書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成25年10月23日付け)	市民安全部 市民課	H25. 11. 11	開示	H25. 11. 11	写し	
24	H25. 10. 30	本人に係る次の文書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成25年10月23日付け)	市民安全部 市民課	H25. 11. 11	開示	H25. 11. 11	写し	
25	H25. 10. 31	平成24年7月2日付け固定資産評価審査申出書	固定資産評価 審査委員会事務局	H25. 11. 13	開示	H25. 11. 15	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
26	H25. 11. 7	<p>異議申立案件〇〇-〇〇号に係る次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関と異議申立人が審査会に提出した全ての文書</li> <li>・審査会が実施機関と異議申立人に発出した全ての文書</li> </ul> <p>※請求者以外の個人情報を除く</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自己情報不存在決定に係る異議申立てに対する決定について(平成25年4月26日付け枚固審第〇〇号)</li> <li>②決定理由説明書の提出について(平成25年4月30日付け情固審第〇〇号)</li> <li>③決定理由説明書(平成25年5月22日付け枚固審第〇〇号)</li> <li>④決定理由説明書の送付及び当該説明に対する意見書の提出について(平成25年5月23日付け情固審第〇〇号)</li> <li>⑤決定理由説明書に対する異議申立人の意見書の提出について(平成25年6月24日收受情固審第〇〇号)</li> <li>⑥決定理由説明書に対する意見書について(送付)(平成25年6月24日付け情固審第〇〇号)</li> <li>⑦枚方市情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述について(平成25年6月24日情固審第〇〇号)</li> <li>⑧決定理由説明書に対する異議申立人の第2回意見書の提出について(平成25年7月1日收受情固審第〇〇号)</li> <li>⑨決定理由説明書に対する意見書について(送付)(平成25年7月2日付け情固審第〇〇号)</li> <li>⑩枚方市情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述について(届出)(平成25年7月2日付け)</li> <li>⑪追加意見書(平成25年7月8日收受情固審第〇〇号)</li> <li>⑫決定理由説明書に対する意見書について(平成25年7月8日付け情固審第〇〇号)</li> <li>⑬平成25年7月8日開催の情報公開・個人情報保護審査会において事務局が委員に配布した資料の異議申立人に対する提供について(平成25年7月12日決裁)(回議書のみ)</li> <li>⑭実施機関提出資料(平成25年8月28日審査会提出分)</li> <li>⑮情報公開・個人情報保護審査会への出席及び質問事項への回答について(平成25年8月29日付け事務連絡)</li> <li>⑯質問事項について(回答)(平成25年9月18日付け事務連絡)</li> <li>⑰枚方市情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述(2回目)について(平成25年9月30日付け情固審第〇〇号)</li> <li>⑱枚方市情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述(2回目)について(届出)(平成25年10月7日收受情固審第〇〇号)</li> <li>⑲異議申立人に係る審査申出の一件書類(平成25年10月28日審査会提出分)</li> <li>⑳枚方市情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述(2回目)の意見の概要を記した書面等の提出について(提出)(平成25年10月28日收受情固審第〇〇号)</li> </ul>	<p>総務部 コンプライアンス 推進課</p>	H25. 11. 12	開示	H25. 11. 13	閲覧、写し	
27	H25. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>①枚方市情報公開・個人情報保護審査会への出席及び質問事項への回答について(平成25年8月29日付け事務連絡)</li> <li>②①を受けて行った他市に対する照会に係る文書と回答文書</li> </ul> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①枚方市情報公開・個人情報保護審査会への出席及び質問事項への回答について(平成25年8月29日付け事務連絡)</li> <li>②審査の範囲について(照会)(平成25年9月3日付け枚固審第〇〇号)</li> <li>③東大阪市回答文書(平成25年9月5日收受)</li> <li>④高槻市回答文書(平成25年9月9日收受)</li> <li>⑤審査の範囲について(回答)(平成25年9月11日付け豊固審第〇〇号)</li> </ul>	<p>財務部 税務室 税制課</p>	H25. 11. 18	開示	H25. 11. 20	閲覧、写し	
28	H25. 11. 14	平成19年度物件一覧表(固定資産税課税台帳 抄)	<p>財務部 税務室 資産税課</p>	H25. 11. 21	開示	H25. 11. 21	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
29	H25. 11. 18	〇〇に係る下記の文書 ①認定調査票 ②主治医意見書 ※平成23年6月8日、平成24年6月14日、平成25年6月10日申請分	福祉部 高齢社会室	H25. 11. 26	開示	H25. 11. 28	写し	
30	H25. 12. 2	本人に係る次の文書 ①昭和60年度 土地・家屋名寄台帳 ②平成17年度 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H25. 12. 13	開示	郵送	写し	
31	H25. 12. 2	本人に係る次の書類 平成18年度～20年度 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H25. 12. 13	開示	郵送	写し	
32	H25. 12. 2	本人に係る次の書類 ①昭和48年度～59年度 土地・家屋名寄台帳 ②昭和61年度～平成14年度 土地・家屋名寄台帳 ③平成15年度～16年度 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H25. 12. 13	開示	郵送	写し	
33	H25. 12. 16	住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書(2010年4月以降分)	市民安全部 市民課	H25. 12. 26	不存在 ※1			
34	H26. 1. 6	枚方市〇〇町〇〇に係る次の書類 ①土地・家屋名寄台帳(昭和61年度～平成11年度) ②課税台帳データ一覧(賦課表・課税土地一筆表)(平成12年度～平成14年度) ③物件一覧表(固定資産税課税台帳 抄)(平成15年度～平成20年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 1. 14	開示	H26. 1. 15	写し	
35	H26. 1. 6	請求者に係る次の文書 印鑑登録証明書交付申請書(平成24年6月4日付け)	市民安全部 市民課	H26. 1. 16	開示	H26. 1. 16	写し	
36	H26. 1. 22	〇〇に係る主治医意見書(平成25年8月20日申請分)	福祉部 高齢社会室	H26. 1. 30	開示	H26. 2. 4	写し	
37	H26. 1. 30	本人に係る平成10年度 土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H26. 2. 13	開示	郵送	写し	
38	H26. 1. 30	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成24年7月8月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 2. 13	部分開示 16-2-4	H26. 2. 17	写し	異議申立て H26. 2. 21
39	H26. 1. 30	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成24年10月11月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 2. 13	部分開示 16-2-3 16-2-4	H26. 2. 17	写し	異議申立て H26. 2. 21

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
40	H26. 1. 30	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成24年4月5月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 2. 13	部分開示 16-2-4	H26. 2. 17	写し	異議申立て H26. 2. 21
41	H26. 1. 30	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成24年6月9月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 2. 13	部分開示 16-2-4	H26. 2. 17	写し	異議申立て H26. 2. 21
42	H26. 2. 4	〇〇におけるいじめについてのアンケート回答用紙(平成〇〇年〇 〇月実施分)(本人提出分)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H26. 2. 21	不存在 ※2			
43	H26. 2. 4	平成〇〇年度〇〇いじめについてのアンケート(～こまっています んか～)(本人提出分)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H26. 2. 21	開示	H26. 2. 21	写し	
44	H26. 2. 12	DV面接相談記録(発言内容に限る)	政策企画部 人権政策室	H26. 2. 13	開示	H26. 2. 14	写し	
45	H26. 2. 17	事故等報告書(平成25年10月16日報告分)(〇〇保育所)	子ども青少年課 子育て支援室	H26. 2. 28	開示	H26. 2. 28	写し	
46	H26. 2. 17	①平成25年11月25日付け修正通知書の根拠となった土地説明資料 (平成25年度分) ②①の修正前のもの(平成21～25年度分) ※別添書式のもの <対象文書> ①土地説明資料(平成25年度分)(平成25年11月25日の訂正以後のもの) ②土地説明資料(平成21～25年度分)(平成25年11月25日の訂正前の もの) ※〇〇町〇丁目〇〇-〇〇、〇〇-〇〇に係るもの	財務部 税務室 資産税課	H26. 3. 3	開示	H26. 3. 13	写し	
47	H26. 2. 19	〇〇に係る次の書類 ・認定調査票 ・主治医意見書 ※平成23年2月9日申請分から平成25年5月20日申請分まで	福祉部 高齢社会室	H26. 2. 28	開示	未実施		
48	H26. 2. 21	平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した〇〇に係る事故及び児童間暴力 についての文書 <対象文書> ①平成〇〇年度児童の問題行動調査表(〇〇月分)(〇〇分) ②在籍児童の事故について(報告)(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇 〇事務連絡) ③平成〇〇年度小中学校における暴力行為の状況調査(〇〇～〇〇 月) ④平成〇〇年度小中学校におけるいじめの状況調査(〇〇～〇〇月)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H26. 3. 7	開示	H26. 3. 7	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
49	H26. 2. 20	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成24年12月～平成25年3月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 3. 7	部分開示 16-2-4	H26. 3. 12	写し	
50	H26. 2. 21	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成25年4月～平成25年6月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 3. 7	部分開示 16-2-4	H26. 3. 12	写し	
51	H26. 2. 21	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成25年7月～平成25年9月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 3. 7	部分開示 16-2-4	H26. 3. 12	写し	
52	H26. 2. 21	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成25年10月～平成25年12月分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 3. 7	部分開示 16-2-4	H26. 3. 12	写し	
53	H26. 2. 21	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成26年1月1日～平成26年2月20日分)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 3. 7	部分開示 16-2-4	H26. 3. 12	写し	
54	H26. 2. 28	〇〇に係る事故報告書(平成26年2月25日報告分)(〇〇保育所)	子ども青少年課 子育て支援室	H26. 3. 12	開示	H26. 3. 14	写し	
55	H26. 3. 11	面接記録、開始記録、ケース記録、医療要否意見書(枚方市民病院分) ※現存分のみ	福祉部 生活福祉室	H26. 3. 24	開示	H26. 3. 25	写し	
56	H26. 3. 13	ケース記録	福祉部 生活福祉室	H26. 3. 27	部分開示 16-2-3 16-2-4	H26. 3. 31	写し	
57	H26. 3. 19	排水設備(新設)計画確認申請書(平成22年3月2日収受下総第〇〇号)	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H26. 3. 31	開示	H26. 4. 2	写し	
58	H26. 3. 24	本人に係る次の書類 ・認定調査票 ・主治医意見書 ※平成25年8月12日申請分	福祉部 高齢社会室	H26. 4. 1	開示	H26. 4. 3	写し	
59	H26. 3. 25	29条調査の〇〇と〇〇からの回答 <対象文書> ①各種預金等に関する調査について(回答)(平成26年1月17日付け〇〇号) ②預金残高明表(本人分)	福祉部 生活福祉室	H26. 4. 7	部分開示 16-2-4	H26. 4. 11	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
60	H26. 3. 31	平成24年5月24日にあった放課後児童課と学校各担任との話合いの内容のわかるもの	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 4. 14	不存在 ※3			
61	H26. 3. 31	平成24年10月29日にあった放課後児童課と学校各担任との話合いの内容のわかるもの	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 4. 14	部分開示 16-2-2 16-2-4	H26. 4. 18	写し	異議申立て H26. 5. 8
62	H26. 3. 31	平成24年5月24日、10月29日にあった放課後児童課と学校各担任との話合いの内容のわかるもの	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H26. 4. 14	不存在 ※4			

不存在の理由

※1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出がなかったため。

※2 対処すべき事案がないと担任が判断し、平成24年度の終了とともに、平成25年4月に廃棄処分したため。

※3 会議録の作成をしていないため。

※4 平成24年5月24日と平成24年10月29日に行われた話し合いにつきましては、留守家庭児童会主催の会議であり、学校として議事録を作成していないため。

#### 4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第422号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	粗大ごみ等の収集申込みのインターネット受付導入に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>現在、枚方市では、粗大ごみ等の収集申込みを電話により受け付けていますが、電話が集中した際や、終業時刻間際などには電話が繋がりにくくなるため、かなりの待機時間が発生しています。また、聴覚・言語障害者の方からの申込みがあったときは、正確な受付を期すため、オペレーターとのやり取りが複数回に及んでしまうことがあります。</p> <p>そこで、①申込みの24時間受付 ②待機時間の低減 ③視覚・言語障害者の方からの申込みのより適確な受付を可能とするため、従来の電話による受付に加え、新たにインターネットによる受付を導入することとしました。</p> <p>本諮問は、上記インターネット受付の導入に伴い、個人情報を電算処理することとなることから、これに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目</p> <p>暗証番号、利用者登録番号、申請者氏名、申請者住所、申請者電話番号、メールアドレス、受付番号、収集予定日、収集品目、立会者氏名、立会者住所、立会者電話番号、代理者氏名、代理者住所、代理者電話番号、団体名、代表者氏名、代表者住所、代表者電話番号、受付担当者氏名</p> <p>3 個人情報の保護体制</p> <p>標準保護体制のとおり。</p>			

諮問423号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	粗大ごみ等の収集申込みのインターネット受付導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>現在、電話により受け付けている粗大ごみ等の収集申込み情報は、収集申込み受付業務を受託した民間事業者を取得、管理させるとともに、市がいつでも参照および収集後の情報を入力できるようにしています。インターネットによる受付導入後も、同様にする予定ですが、これにより、収集申込み情報を記録する受託者のサーバと、市に設置された電子計算組織を結合させる必要が生じます。</p> <p>本諮問は、上記のように、市に設置された電子計算組織と市以外の電子計算組織を結合させることに対応するものです。</p> <p>2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目</p> <p>暗証番号、利用者登録番号、申請者氏名、申請者住所、申請者電話番号、メールアドレス、受付番号、収集予定日、収集品目、立会者氏名、立会者住所、立会者電話番号、代理者氏名、代理者住所、代理者電話番号、団体名、代表者氏名、代表者住所、代表者電話番号、受付担当者氏名</p> <p>3 外部結合における接続先の個人情報保護体制</p> <p>別紙のとおり。</p>			

諮問第424号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	枚方市生活保護適正化事業事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、生活保護が必要な生活困窮者の把握や、生活保護費の不正受給の解明を内容とする、枚方市生活保護適正化事業を、平成25年4月1日から実施しています。</p> <p>同事業においては、広く市民に生活困窮者や不正受給者の情報提供を求めるとともに、新たに設置した適正化推進チームで不正受給の実態調査を行うなどの事務を行っています。</p> <p>これらの事務を行うに当たっては、市民から提供され、あるいは実態調査で得られた情報を正確かつ確実に記録するため、執務時間外に電話で寄せられた情報についてはその内容を録音（留守録）し、実態調査においては、対象者の態様等をカメラやビデオで撮影することとしています。</p> <p>本諮問は、上記一連の事務において、個人情報を電算処理することとなることから、これに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目</p> <p>受付日・時間・手段、通報者氏名、通報者連絡先、調査対象者の氏名・年齢・住所、情報内容、調査時の状況、写真、録画・録音</p> <p>3 個人情報の保護体制</p> <p>標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第425号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	ひきこもり等子ども・若者相談支援センター業務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>平成25年4月より、ひきこもり等に関する常設の相談窓口である「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を市役所子ども青少年課内に設置しました。</p> <p>同センターは、ひきこもりや若年無業者（ニート）等を対象に、電話や面接による相談を行うことにより、適切な支援機関の紹介や、相談者の社会的自立を促すことを目的としています。</p> <p>本諮問は、上記相談業務を実施するに当たって、事務効率化の観点から、相談内容等の個人情報を電算処理したいので、これに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目</p> <p>氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、所属先、家族情報、相談者、相談方法、相談方法詳細、相談内容※、相談内容詳細、対応、居住地、ケース番号、担当者名、相談日時</p> <p>【※のある項目は、条例14条2項の規定により諮問する項目】</p> <p>3 個人情報の保護体制</p> <p>標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第426号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	国税連携システムの用途拡大に伴う個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、現在、平成23年1月に導入した国税連携システムを介して、国税庁から確定申告書等の情報を受信・活用することにより、税務処理の正確性と迅速性の向上を図っているところです（平成22年8月24日付け諮問第311号により諮問済み）。</p> <p>今般、現在は国と地方団体との間において書面により相互に提供を行っている情報のうち、法定調書及び扶養是正情報等の情報を、国税連携システムを介して相互に提供することにより、双方の税務処理の更なる効率化を図ることとなりました。</p> <p>本諮問は、上記相互提供に伴い、国税連携システムにおいて処理する個人情報の電算処理項目を追加することとなることに対応するものです。</p> <p>2 追加して電算処理する個人情報の項目 別紙3、4のとおり。【別紙省略】</p> <p>3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第427号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	公有財産台帳システム及びファイリングシステムの導入に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>市有財産等の適正な管理を通じてその有効活用を進めるため、この度、新たに公有財産台帳システムとファイリングシステムを導入します。</p> <p>公有財産台帳システムは、財産台帳に記載している情報に加え、コストに関する情報や、施設利用率などのサービス情報を電算化して、これらを整理・集約することを可能とするものです。また、ファイリングシステムは、財産の取得や売却に関する永年保存書類をデータ化して集積するものです。</p> <p>本諮問は、上記システムの導入に伴い、個人情報を電算処理することとなるため、これに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 氏名、住所、印影、売買価額、使用料、貸付価格、借受価格、契約書記載事項、印鑑登録証明書記載事項、住民票記載事項、全部事項証明書記載事項、評価証明書記載事項、固定資産評価額通知書記載事項、納税証明書記載事項、完納証明書記載事項、登記されていないことの証明書記載事項、身分証明書記載事項</p> <p>3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第428号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	情報共有システムに係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、スケジュール等情報の共有、公用車等の使用予約といった業務を円滑に行えるよう、これらの業務を各職員が端末上で処理することを可能とするグループウェアシステムと、メールの送受信を行うメールシステムを構築し、職員間の情報共有と庁内外の情報伝達に利用しています。</p> <p>同グループウェアシステム及びメールシステムでは、職員の氏名等の個人情報を処理していて、本諮問は、このことに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目</p> <p>職員氏名、職員番号、職員補職、職員所属、メールアドレス、メール上の個人情報</p> <p>3 個人情報の保護体制</p> <p>① グループウェアシステムは、別紙「外部結合における接続先の個人情報保護体制」のとおり。【別紙省略】</p> <p>② メールシステムは、標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第429号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	グループウェアの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成25年5月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、スケジュール等情報の共有、公用車等の使用予約といった業務を円滑に行えるよう、これらの業務を各職員が端末上で処理することを可能とする、グループウェアシステムを構築し、運用しています。</p> <p>このグループウェアシステムについて、現在は庁内にサーバを設置していますが、パフォーマンスの向上とコストの低減を目的として、事業者が運営する庁外にあるデータセンターにデータを記録し、管理・運用する形態にします。</p> <p>本諮問は、上記グループウェアの更新に伴い、民間事業者が管理するサーバと、市の電子計算組織を結合させることに対応するものです。</p> <p>2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目</p> <p>職員氏名、職員番号、職員補職、職員所属</p> <p>3 外部結合における接続先の個人情報保護体制</p> <p>別紙「外部結合における接続先の個人情報保護体制」のとおり。【別紙省略】</p>			

諮問第430号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	ドメスティック・バイオレンスの被害者の保護に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年8月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>人権政策室男女共同参画担当所管の枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」では、DV被害者支援の専門相談窓口として、DV相談事業を実施しています。相談内容は、法的手続きの支援や自立支援、情報提供など広範囲におよび、長期にわたる支援が必要なケースが多くみられます。</p> <p>現在は、相談者ごとにケースファイルを作成して支援にあたっていますが、相談者の増加に伴い、相談状況や件数を速やかに把握することが困難になりつつあります。そこで、相談業務の迅速化・正確化及び統計事務の効率化を図るため、必要最小限の項目について、相談者のデータを電算処理するものです。</p> <p>なお、DV被害者の保護に係る個人情報を一般的制限の特例として収集等し、本人以外のものから収集し、又は外部に提供することについては、平成16年8月27日付けで諮問し（諮問第153号～第155号）、異論がない旨の答申を得ています。</p> <p>2 電算処理する個人情報の項目等</p> <p>(1) DV被害者に関する情報 氏名、性別、国籍※、生年月日、年齢、住所、職業、配偶者の状況、身体状況※</p> <p>(2) 相談者情報（DV被害者以外の者から相談を受けた場合） 被害者との関係</p> <p>(3) 相談内容等 暴力の状況※、子どもへの暴力の状況、医療機関の受診状況、警察への相談の状況、配偶者の状況※</p> <p>(4) 援助状況等 援助等の内容</p> <p>【※のある項目は、条例14条2項の規定により諮問する項目】</p> <p>3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第431号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	会議録検索システムに係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年8月26日	実施機関	議会
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>現在、市議会事務局では、スタンドアロンのパソコンに事業者が開発したプログラムをインストールし、本会議（全員協議会を含む。）、常任委員会、特別委員会等の法定会議の会議録を閲覧、検索できる内部用システムの運用を行っています。</p> <p>また、そのうち、平成15年度以降の本会議及び予算・決算特別委員会の会議録については、本市サーバを利用して、情報推進課が開発した独自プログラムにより、インターネット上で閲覧、検索できる公開用システムの運用を行っています。</p> <p>しかし、いずれのシステムも、プログラム、サーバ等に課題があるため、現状のままの運用方法を継続することは難しい状況です。</p> <p>そこで、両システムの管理運営業務を同一のASP事業者へ外部委託することにより、一体的で効率的な事務執行を行うとともに、あわせて、サーバの容量拡大を図ることにより、公開用システムに常任委員会記録を追加して掲載し、広く本市議会における会議の内容を公開するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 住所、氏名、生年月日、経歴及び事故等の状況 ※ 公開用システムは個人情報を伏せ字処理しているため、個人情報を電算処理しているのは内部用システムのみ。</p> <p>3 個人情報の保護体制 別紙のとおり。【別紙省略】</p>			

諮問第432号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	介護保険システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成25年8月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）では、医療給付と介護給付の給付の整合性を確認し、給付の適正化を図れるよう、患者ごとに医療保険と介護保険の給付情報を突合する事業を実施しています。突合により、同一の疾病等について、医療給付と介護給付が重複し、そのままでは医療費が過大となる等のケースを抽出することができます。</p> <p>本市ではこの度、国保連に対し、本市における介護保険と国民健康保険の給付情報の突合と、突合情報の本市への提供を依頼し、当該情報を国民健康保険医療給付の適正化に活用することとしました。</p> <p>国保連に対する給付情報の提供は、介護保険システムを通じて行う必要があります。</p> <p>同システムについては、平成16年2月25日付け諮問第143号等により、本市の電子計算組織と国保連の電子計算組織を通信回線により結合することにつき異論はない旨、既に答申を得ていますが、今回、突合の開始に伴い、同システムで電算処理し、及び国保連に伝送する個人情報の項目を追加することとなるため、本諮問によりこれに対応するものです。</p> <p>2 追加して電算処理する個人情報の項目</p> <p>国民健康保険の保険者番号・被保険者番号</p> <p>3 個人情報の保護体制</p> <p>標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第433号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	大阪府国民健康保険団体連合会との通信回線による結合による介護保険システムに係る個人情報の伝送項目の追加について		
審議日	平成25年8月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）では、医療給付と介護給付の給付の整合性を確認し、給付の適正化を図れるよう、患者ごとに医療保険と介護保険の給付情報を突合する事業を実施しています。突合により、同一の疾病等について、医療給付と介護給付が重複し、そのままでは医療費が過大となる等のケースを抽出することができます。</p> <p>本市ではこの度、国保連に対し、本市における介護保険と国民健康保険の給付情報の突合と、突合情報の本市への提供を依頼し、当該情報を国民健康保険医療給付の適正化に活用することとしました。</p> <p>国保連に対する給付情報の提供は、介護保険システムを通じて行う必要があります。</p> <p>同システムについては、平成16年2月25日付け諮問第143号等により、本市の電子計算組織と国保連の電子計算組織を通信回線により結合することにつき異論はない旨、既に答申を得ていますが、今回、突合の開始に伴い、同システムで電算処理し、及び国保連に伝送する個人情報の項目を追加することとなるため、本諮問によりこれに対応するものです。</p> <p>2 追加して伝送する個人情報の項目</p> <p>国民健康保険の保険者番号・被保険者番号</p> <p>3 接続先</p> <p>大阪府国民健康保険団体連合会</p> <p>4 個人情報の保護体制</p> <p>結合における標準保護体制（タイプF）のとおり。</p>			

諮問第434号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	長期優良住宅の認定等事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年8月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、平成21年6月に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の認定等の事務を実施しています。</p> <p>同事務に係る情報については、今後、認定時に施主が市に提出した住宅の維持保全計画の実施状況調査等を実施していくことが国において検討されていることから、長期にわたる保有が必要となる見込みです。</p> <p>本諮問は、今後、年に約300戸ずつ増加する長期優良住宅に関する情報を、長期にわたって効率的に保有・処理するため、同事務に係る情報を電算処理することに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目</p> <p>(1) 申請者に関する情報 申請者氏名、申請者住所</p> <p>(2) 建築物等に関する情報 申請敷地の地名地番及び住居表示、敷地面積、建築面積及び各階の床面積の合計、共同住宅の場合の専有部分の床面積、一戸建て・共有住宅等の別、建物の階数、構造種別、建築確認を含む申請であるかの別、工事着手及び完了予定年月日、建築に係る資金計画、技術的審査手続きの有無</p> <p>(3) 認可事務に関する情報 申請種別、受付番号及び受付年月日、認定番号及び認定年月日、事前協議番号、事前技術的審査の有無、法第6条第2項に基づく申し出の有無及び確認番号、居住環境への配慮該当基準</p> <p>(4) 認定を受けた建売住宅の譲受人が決定した場合の情報 譲受人氏名及び住所、分譲事業者の名称及び住所、建売住宅の場合、譲受人の決定予定年月、完了報告済の区別</p> <p>(5) 建築物の維持保全に関する情報 建売住宅の場合の譲受人の決定申請済の区別、定期点検等実施予定者名及びその所在地、共同住宅の場合の維持保全を行う区分所有法に規定する団体又は法人の名称</p> <p>3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第435号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	小児慢性特定疾患医療給付事務及び不妊に悩む方への特定治療支援事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年8月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>小児慢性特定疾患医療給付事務は、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾患のうち長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療にかかる医療費を、その所得の額に応じて給付するものです。</p> <p>不妊に悩む方への特定治療支援事務は、母子保健法に基づき、次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成するものです。</p> <p>現在、本市域における両事務は、大阪府が行っていますが、平成26年4月1日の中核市移行後は、本市に移譲されます。</p> <p>大阪府では、両事務に係る情報を電算処理していますので、本市においても事務処理の効率化の観点から、個人情報を含む両事務に係る情報を電算処理することとします。</p> <p>なお、両事務に係るシステムのサーバについては、未熟児養育医療給付システムのもの（平成24年11月13日付け諮問第398号により諮問・答申済）と一体化して用いることで、効率的運用を図ります。</p> <p>2 電算処理する個人情報の項目 別表のとおり。【別表省略】</p> <p>3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第436号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	住民票の写し等の本人通知制度の拡充に伴う個人情報の収集等の一般的制限の対象項目の追加について		
審議日	平成25年11月12日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>住民票の写し等の本人通知制度は、市が、代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合に、当該交付の事実を本人に通知することにより、住民票の写し等の不正取得の防止と不正請求の抑止を目的とするもので、あらかじめ通知を希望した者を対象に、平成24年6月から運用しています。</p> <p>今回、本人通知制度を拡充し、不正取得があった場合に、本人に当該不正取得の事実と取得者氏名を通知することとしました。</p> <p>本人通知制度に係る個人情報を一般的制限の特例として収集等することについては、平成24年2月14日付け諮問第366号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、既に答申を得ていますが、制度の拡充により、一般的制限の特例の対象項目を新たに追加する必要があるため、本諮問によりこれに対応するものです。</p> <p>2 不正取得の通知制度の概要 別紙のとおり。【別紙省略】</p> <p>3 追加する一般的制限の特例の対象項目 不正取得識別情報</p>			

諮問第437号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	住民票の写し等の本人通知制度の拡充に伴う個人情報の外部提供について		
審議日	平成25年11月12日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>住民票の写し等の本人通知制度は、市が、代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合に、当該交付の事実を本人に通知することにより、住民票の写し等の不正取得の防止と不正請求の抑止を目的とするもので、あらかじめ通知を希望した者を対象に、平成24年6月から運用しています。</p> <p>今回、本人通知制度を拡充し、不正取得があった場合に、本人に当該不正取得の事実と取得者氏名を通知することとしました。</p> <p>制度の拡充により、不正取得者の氏名を外部提供することとなるため、本諮問によりこれに対応するものです。</p> <p>2 不正取得の通知制度の概要 別紙のとおり。【別紙省略】</p> <p>3 外部提供する個人情報の項目 不正取得者の氏名</p> <p>4 外部提供先 制度登録者のうち、不正取得情報の通知を希望した者</p>			

諮問第438号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	住民票の写し等の本人通知制度の拡充に伴う電算処理する個人情報の項目の追加について		
審議日	平成25年11月12日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>住民票の写し等の本人通知制度は、市が、代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合に、当該交付の事実を本人に通知することにより、住民票の写し等の不正取得の防止と不正請求の抑止を目的とするもので、あらかじめ通知を希望した者を対象に、平成24年6月から運用しています。</p> <p>今回、本人通知制度を拡充し、不正取得があった場合に、本人に当該不正取得の事実と取得者氏名を通知することとしました。</p> <p>本人通知制度に係る個人情報を電算処理することについては、平成24年2月14日付け諮問第365号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、既に答申を得ていますが、制度の拡充により、電算処理する個人情報の項目を新たに追加する必要があるため、本諮問によりこれに対応するものです。</p> <p>2 不正取得の通知制度の概要</p> <p>別紙のとおり。【別紙省略】</p> <p>3 追加して電算処理する個人情報の項目</p> <p>不正取得識別情報（14条2項該当情報）、不正取得通知希望者識別情報</p> <p>4 個人情報の保護体制</p> <p>標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第439号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	健康管理システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について						
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長				
答申	諮問のとおりで異論はない						
<p>1 目的</p> <p>保健センターでは平成15年度から健康管理システムを導入し、健康増進事業等における事務処理の効率化を図っています。</p> <p>今般、成人を対象にピロリ菌検査を実施し、その結果に応じた指導により胃の健康度を保つとともに、胃がん検診の有効性を伝え、双方の効果により胃がんによる死亡を抑制することを目的として、平成26年度中にピロリ菌検査事業を創設することとしました。</p> <p>本諮問は、同事業の創設に伴い、健康管理システムで処理する個人情報の電算処理項目を追加する必要があるため、これに対応するものです。</p> <p>2 追加して電算処理する個人情報の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人情報の項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピロリ菌検査</td> <td>受診日、受診医療機関名、ピロリ菌検査結果、判定結果、精密検査受診状況、検診料情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 個人情報の保護体制</p> <p>標準保護体制のとおり。</p>				個人情報の項目	説明	ピロリ菌検査	受診日、受診医療機関名、ピロリ菌検査結果、判定結果、精密検査受診状況、検診料情報
個人情報の項目	説明						
ピロリ菌検査	受診日、受診医療機関名、ピロリ菌検査結果、判定結果、精密検査受診状況、検診料情報						

諮問第440号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	特定疾患治療研究事業の受付事務及び難病患者地域支援対策推進事業に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的

特定疾患治療研究事業は、対象疾患（※）の患者に対し、その治療にかかる医療費をその所得の額に応じて公費で助成するもので、保健所は、同助成の申請窓口となっています。

また、難病患者地域支援対策推進事業は、上述の助成申請を通じて把握した患者等に対して、在宅療養の支援を実施するものです。

現在、本市域における申請受付事務及び支援事業は、大阪府が行っていますが、平成26年4月1日の中核市移行後は、本市が行います。

大阪府では、受付事務及び事業に係る情報を電算処理していますので、本市においても、事務処理の効率化の観点から、個人情報を含む情報を電算処理することとします。

※対象疾患：原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患として厚生労働大臣が指定する56の疾患。

2 電算処理する個人情報の項目

(1) 本人に関する基本情報

ID、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、電話番号、携帯番号、性別、生年月日、初回申請日、継続申請日、有効期限、変更事由、公費負担、生計中心者、同一生計、自己負担額階層、医療保険種類、削除理由、削除年月日、備考、受給者番号、承認日、疾患名※、発症時期、診断時期、診断医療機関、現医療機関

(2) 医療看護介護情報

受給者番号、承認日、疾患名※、発症時期、診断時期、診断医療機関、現医療機関、家族構成、現在の状況（就労・在宅療養など）、在宅療養の可否、身体障害者手帳の取得の有無と等級※、介護保険利用状況、ADL、初回支援ランク、継続支援ランク、危機管理ランク、継続面接の有無、支援期日、支援方法、支援日、患者会勉強会希望の有無、高度医療（人工呼吸・気管切開・マスクなど）の有無※、合併症※、認知症の有無、禁薬剤・麻薬劇薬の使用の有無、往診医療機関、その他の医療機関、緊急受け入れ医療機関、医療機器業者、意思伝達方法、訪問看護、ホームヘルパー事業所、デイサービス事業所、ショートステイ事業所、訪問リハビリ事業所、訪問入浴事業所、ケアマネージャー氏名、ケアマネージャー事業所

(3) 災害時危機管理情報

緊急連絡先、医療処置内容、主介護者、同居者、近隣支援者、避難予定場所、車の保有、非常時の代替方法の状況、人工呼吸器・吸引・酸素のバッテリー可能時間、電源の確保、蘇生バックの有無、関係機関一覧、災害時要援護者登録の有無、市町村担当課連絡先、ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）、呼吸器の機種、住宅の状況（戸建・マンションエレベーターの有無）、薬の情報、情報共有の同意、その他の情報※

【※のある項目は、条例14条2項の規定により諮問する項目】

3 個人情報の保護体制

標準保護体制のとおり。

諮問第441号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	感染症サーベイランスシステムにおける個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的

保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、感染症の診断を行った医療機関からの届出を受け付け、あるいは関係者に対する調査を行うなどして、感染症の発生状況に関する情報を収集するとともに、国へ報告することにより、感染症発生動向調査（感染症サーベイランス）の一翼を担っています。

現在、本市域における上述の業務は大阪府が行っていますが、平成26年4月1日の中核市移行後は、本市が行います。

同業務は、国が構築した感染症サーベイランスシステムを用いて処理することとされているので、個人情報を含む同業務に係る情報の電算処理を行います。

2 電算処理する個人情報の項目

別表のとおり。【別表省略】

3 個人情報の保護体制

標準保護体制のとおり。

諮問第442号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	感染症サーベイランスシステムにおける電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、感染症の診断を行った医療機関からの届出を受け付け、あるいは関係者に対する調査を行うなどして、感染症の発生状況に関する情報を収集するとともに、国へ報告することにより、感染症発生動向調査（感染症サーベイランス）の一翼を担っています。</p> <p>現在、本市域における上述の業務は大阪府が行っていますが、平成26年4月1日の中核市移行後は、本市が行います。</p> <p>同業務において用いる感染症サーベイランスシステムは、国、都道府県等の端末と結合した広域ネットワークを構成しています。</p> <p>本諮問は、感染症サーベイランスシステムの導入により、市以外の電子計算組織とLGWAN回線による結合が必要となることに対応するものです。</p> <p>2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目別表のとおり。【別表省略】</p> <p>3 個人情報の保護体制 結合における標準保護体制（タイプD）のとおり。</p>			

諮問第443号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	結核に関する事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核患者を診断した医師等が行う届出の受理、同届出情報等の結核登録票への記録、結核患者からの医療費公費負担申請を受けて行う感染症の診査に関する協議会への諮問、同申請に基づき公費負担決定を受けた患者に対する患者票等の発行、公費負担分の医療費の支払いなどの事務（以下「結核に関する事務」といいます。）を行っていません</p> <p>現在、本市域における結核に関する事務は、大阪府が行っていますが、平成26年4月1日の中核市移行後は、本市が行います。</p> <p>大阪府は、結核に関する事務に係る情報を電算処理していますので、本市も、事務処理の効率化の観点から、個人情報を含む同情報を電算処理することとします。</p> <p>2 電算処理する個人情報の項目</p> <p>患者ID、患者登録番号、患者氏名、ふりがな、性別、生年月日、年齢、郵便番号、市町村名、住所、病状、発生届受理日、初診日、診断日、申請書受理日、医療機関名、主治医氏名、保険種別、老人医療、自己負担額、病名1※、病名2※、病名3※、使用薬剤、副腎皮質ホルモン剤有無、受給者番号入院、受給者番号通院、担当保健師名、区分、新継、継続回数、診査会日、コホート対象、登録時塗抹、塗抹月、塗抹、培養月、培養、同定月、同定、感受性月、感受性、病歴、病型、削除、受療状況、入院日、入院届受理日、入院理由、退院日、退院届受理日、退院理由、HIV※、糖尿病※、透析、入院期間、発生届出日数、入院届出日数、退院届出日数、終了時期、予1、予2、予3、予4、予5、予6、実1、実2、実3、実4、実5、実6、発行日3、転入依頼</p> <p>3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>			

諮問第444号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る個人情報の一般的制限の特例について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げが、低所得者や子育て世帯に与える影響に鑑み、臨時福祉給付金については支給対象者1名につき、子育て世帯臨時特例給付金については支給対象児童1名につき、それぞれ1万円を給付するものです。</p> <p>また、臨時福祉給付金については、特定の年金や手当等の受給者を対象に、さらに5千円の加算措置があります。</p> <p>本諮問は、両給付金の給付事務において、障害や特定の疾病の有無、施設への入所状況等、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等をする必要があることに対応するものです。</p> <p>2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目 別表のとおり。【別表省略】</p>			

諮問第445号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	臨時福祉給付金の給付事務に係る個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げが、低所得者に与える影響に鑑み、支給対象者1名につき1万円を給付するものです。</p> <p>また、特定の年金や手当等の受給者を対象に、さらに5千円の加算措置があります。</p> <p>しかし、加算対象となる特定の年金や手当等は多岐にわたり、その中には、国や地方公共団体以外の団体等がその受給情報を保有しているものが含まれます。</p> <p>本諮問は、臨時福祉給付金の給付事務において、加算対象者の情報を処理するに先立ち、加算対象となる特定の年金や手当等の受給情報を、その保有団体等から収集する必要があることに対応するものです。</p> <p>2 本人以外のものから収集する個人情報の項目 別表のとおり。【別表省略】</p> <p>3 個人情報を収集する相手先 別表のとおり。【別表省略】</p>			

諮問第446号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る個人情報の外部提供について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げが、低所得者や子育て世帯に与える影響に鑑み、臨時福祉給付金については支給対象者1名につき、子育て世帯臨時特例給付金については支給対象児童1名につき、それぞれ1万円を給付するものです。

各給付金を受給するには、市町村に支給を申請する必要がありますが、親による代理申請があっても給付金を支給しないこととされた障害児入所施設、児童養護施設、母子生活支援施設等の入所施設の入所児童に関する情報については、①当該情報を保有する市町村、②当該入所施設がある市町村、③当該入所児童の住民票がある市町村の間で共有し、申請受付事務を適正に実施することとされています。

本諮問は、各給付金の給付事務において、入所施設の入所児童に関する情報を、その収集目的を超えて市以外のものへ提供（LGWANメール）する必要があることに対応するものです。

2 外部提供する個人情報の項目  
別表のとおり。【別表省略】

3 外部提供先  
別表のとおり。【別表省略】

諮問第447号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げが、低所得者や子育て世帯に与える影響に鑑み、臨時福祉給付金については支給対象者1名につき、子育て世帯臨時特例給付金については支給対象児童1名につき、それぞれ1万円を給付するものです。

また、臨時福祉給付金については、特定の年金や手当等の受給者を対象に、さらに5千円の加算措置があります。

両給付金の給付事務においては、支給（加算）対象者等の情報を円滑かつ適正に処理する必要がありますが、処理すべき情報は膨大であり、電算処理が不可欠です。

本諮問は、両給付金の給付事務において、個人情報を電算処理する必要があることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目  
別表のとおり。【別表省略】

3 個人情報の保護体制  
標準保護体制のとおり。【別表省略】

諮問第448号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	幼児・児童・生徒の保護者への連絡網による情報配信事業における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成26年2月18日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的

枚方市立学校園では、不審者の目撃情報や、インフルエンザによる学級閉鎖等の緊急情報、行事の予定変更などの情報を、より正確かつ迅速に保護者に提供できるよう、事前登録された携帯電話やパソコンに電子メールで配信する事業を実施しています。

現在、同事業で用いるサーバは、市が直接管理していますが、経年によるシステムの劣化や、メンテナンスに伴う作業負担が問題となっています。

本諮問は、このような問題を解消するため、システムサーバーを更新することとし、加えて、さらなるサービス品質の向上と個人情報保護の徹底を図るため、従来のサーバ導入型（※1）から、ASP型（※2）に転換することとしたことに対応するものです。

※1：サーバ導入型 ⇒ 自前のサーバを利用してシステムを運用する方式。データは自前のサーバに記録される。

※2：ASP型 ⇒ 自前のサーバを持たず、事業者がインターネットを通じて提供するアプリケーションを利用してシステムを運用する方式。データは当該事業者管理のデータセンターに設置される外部サーバに記録される。

2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目

学校園名、学年・組・番号、氏名、保護者アドレス、兄弟姉妹関係、PTA役員

3 外部結合における接続先の個人情報保護体制

別紙のとおり。【別紙省略】

## 枚方市における情報保護体制について

本市では、「枚方市情報セキュリティポリシー」を定めるなどして、以下のように総合的な情報セキュリティ対策を実施しています。

### 1 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産の損傷、盗難等を防止するために施設整備等の物理的な対策を講じています。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入室管理を行っている。
- (3) 端末機は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管している。保管場所等がない場合は、セキュリティーワイヤーによる施錠等の盗難防止対策を講じている。

### 2 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、職員に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施するなどの必要な対策を講じています。

具体的には、以下のとおりです。

#### (1) 管理体制

最高情報統括責任者（市長）、情報統括責任者（副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者。）、情報セキュリティ責任者（総務部長）、情報セキュリティ管理者（各部長、会計管理者、市民病院事務局長、市議会事務局長、教育委員会部長＜中央図書館長含む。＞、監査委員事務局長。）システム統括管理者（情報推進課長）、システム管理者（情報システムを使用する課の課長）及びデータ管理責任者（各課長）を置く。

#### (2) 職員の責務

- ① 業務目的以外には、いかなる理由があっても情報システムを利用しない。
- ② システム管理者の承認を得ずに、端末機等の情報機器の移設、持出しを行わない。
- ③ 異動等により職務が変更となった場合でも、知り得た情報を他に漏らさない。

#### (3) パスワード管理

- ① パスワードは、口外、メモすることなどにより、他に漏らさない。
- ② パスワードは、端末機に記憶させない。
- ③ パスワードは、定期的に変更している。

#### (4) セキュリティ教育

- ① 情報セキュリティ責任者は、職員に対し、情報セキュリティの重要性について啓発に努めるとともに、情報セキュリティポリシーに関する研修を定期的実施している。
- ② システム統括管理者及びシステム管理者は、ネットワークに関する情報セキュリティの維持、向上のため、所属する担当職員に対し、必要な研修を実施している。

- ③ データ管理責任者は、利用する情報資産に関する情報セキュリティの理解を高めるため、所属する職員に対し、必要な研修を実施している。

### 3 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講じています。

具体的には、以下のとおりです。

#### (1) 認証

- ① 端末機のオペレーティングシステムの起動時には、職員が保有する I C カードによる認証と I D、パスワードの入力を要求する。
- ② 端末機から業務サーバへのアクセスについては、I C カードを利用して接続を制限し、業務に必要なデータ以外のデータの閲覧を禁止している。
- ③ 端末機からサーバへのアクセスに際しては、当該端末機とサーバとの間に暗号化通信により保護された仮想の専用ネットワーク（VPN）を生成し、万一の盗聴に対処している。
- ④ 各システムへのアクセスについて、I C カードの挿入確認と各システムが独自で持つ I D、パスワードの入力を要求する。
- ⑤ 端末機からサーバへのアクセスについては、自動的に履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等を防止している。

#### (2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを、常に最新のものに更新している。

#### (3) 記録媒体の管理

- ① すべてのデータをサーバ上に保存し、端末機及び移動可能情報媒体（リムーバブルメディア等）へのデータ保存は禁止している。特に、端末機に付属する移動可能情報媒体は、管理職その他あらかじめ許可を受けた職員以外は使用できないよう制御している。
- ② 記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じている。

#### (4) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ③ サーバ、端末機等の情報機器を外部事業者によって修理する場合は、原則として庁舎内で作業するものとし、担当職員が立ち会っている。

#### (5) 端末機の利用

- ① 業務システムで使用するデータはすべてサーバ上に記録し、端末機には、個人情報

を保存していない。

- ② ソフトウェアをインストールする場合は、システム管理者の承認が必要であり、また、インストールするソフトウェアは、業務上必要なもののみを許可している。

## (6) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 内部情報系ネットワークから住民情報系ネットワークへの接続及び地域イントラ系ネットワークから内部情報系ネットワークへの接続は、ファイアウォールを設置して制限し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ④ 内部情報系ネットワークから外部インターネット環境への接続は、インターネットの閲覧と電子メールの利用のみに限定している。また、常にウイルスチェックを行っている。
- ⑤ インターネットの閲覧に際しては、選択的にサイトにアクセスするフィルタリングソフト等を用いて制限している。
- ⑥ インターネットの閲覧は、直接サイトにアクセスして行うのではなく、一度読み込んだファイルを自ら保存しておく、いわゆるキャッシュ機能を持ったプロキシ（代理）サーバを介し、時差を作って間接的に行うことにより、安全性を確保している。
- ⑦ 内部情報系ネットワーク・住民情報系ネットワークでは、すべての端末機のアクセス履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ⑧ システム統括管理者が、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか常に監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

以上の情報保護体制を本市の標準として、今後、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する際、個人情報の保護体制がこの保護体制と一致する場合は、「標準保護体制のとおり。」とだけ表記するものとします。

また、個人情報の保護体制がこの保護体制と一致しない場合は、どの点が一致しないのかを明らかにした上で、同審議会に諮問するものとします。

## 枚方市業務システムの外部結合における情報保護体制について

本市では、業務の標準化及び共同化、民間へのアウトソーシング推進による電子自治体の構築を行うべく、外部結合形態別に以下のとおり情報セキュリティ対策を実施します。

### 外部結合における接続先別回線種別対応表

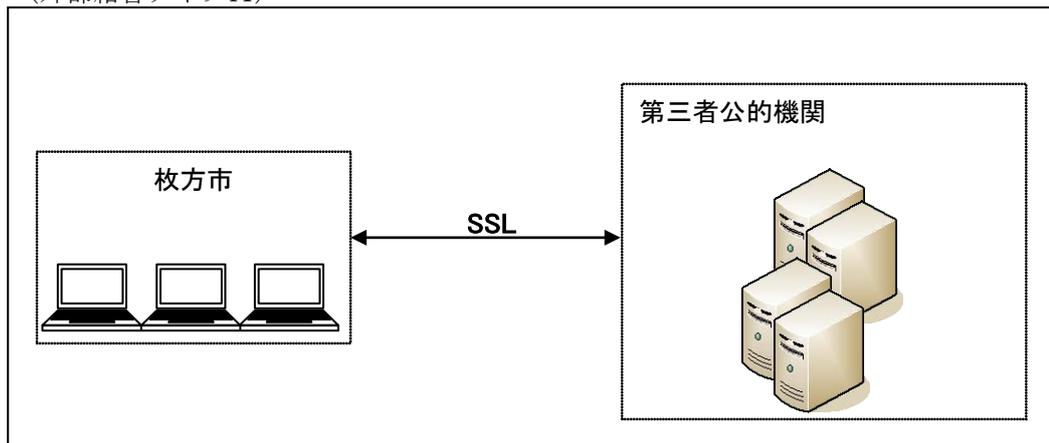
項番	回線種別	接続先			
		ASP事業者	LGWAN-ASP事業者	第三者公的機関	府立IDC
1	インターネット	×	×	×	×
2	インターネット (SSL)	—	—	タイプA	—
3	VPN + インターネット (SSL)	タイプB	—	—	—
4	VPN + インターネット (FSS)	タイプC	—	—	タイプE
5	LGWAN	—	タイプD	—	タイプD
6	広域ネットワーク	—	—	タイプF	—

\*項番1は、インターネット（公衆網）上にセキュリティ対策を施さずにデータ通信を行うもので、現在ではいずれの接続先においても認められるものではありません。

第三者公的機関・・・共同受付センター（国保連合会）、住民基本台帳ネットワーク全国センター等  
 SSL（Secure Socket Layer）・・・インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信規約。  
 FSS（File Security System）・・・ICカードを使用したPCへの認証機能、データ通信及びファイルの暗号化を行えるソフトウェア。

VPN（Virtual Private Network）・・・公衆回線をあたかも専用回線のように利用できるサービス。  
 LGWAN（Local Government Wide Area Network）・・・地方公共団体間を相互接続した広域通信網。  
 広域ネットワーク・・・国保連合会への保険者レセプト管理システムに代表される広域通信網。

(外部結合タイプA)



## 1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

## 2 技術的セキュリティ対策

### (1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

### (2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

### (3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。

#### (4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

### 3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

### 4 本市における技術的セキュリティ対策

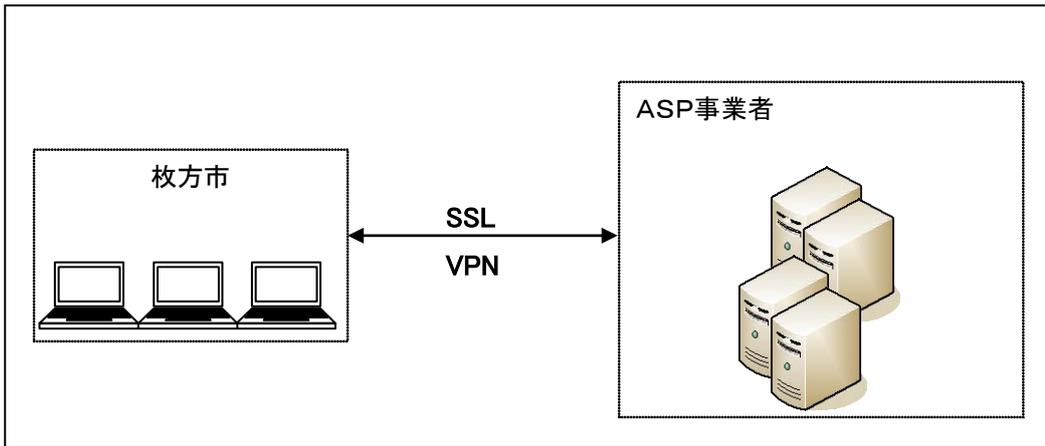
#### (1) ネットワーク

- ① 庁内に設置された業務端末から、安全かつ確実に相手方に接続するため、ファイアウォールへ業務端末を限定するための端末情報を設定する。

#### (2) その他

- ① システム実施手順書に端末を限定する旨を記載する。

(外部結合タイプB)



## 1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

## 2 技術的セキュリティ対策

### (1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

### (2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

### (3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。

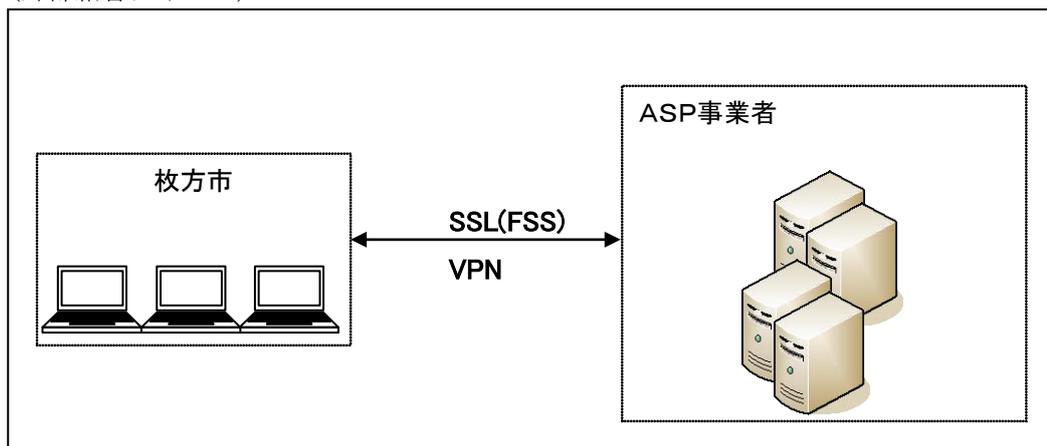
#### (4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

### 3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプC)



## 1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

## 2 技術的セキュリティ対策

### (1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

### (2) 認証

- ① 端末機のオペレーティングシステムの起動時には、職員が保有するICカードによる認証とID、パスワードの入力を要求する。
- ② 端末機から業務サーバへのアクセスについては、ICカードを利用して接続を制限し、業務に必要なでないデータの閲覧を禁止している。
- ③ 端末機からサーバへのアクセスに際しては、当該端末機とサーバとの間に暗号化通信により保護された仮想の専用ネットワーク（VPN）を生成し、万一の盗聴に対処している。
- ④ 各システムへのアクセスについて、ICカードの挿入確認と各システムが独自で持つID、パス

ワードの入力を要求する。

- ⑤ 端末機からサーバへのアクセスについては、自動的に履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等に対処している。

### (3) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

### (4) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。

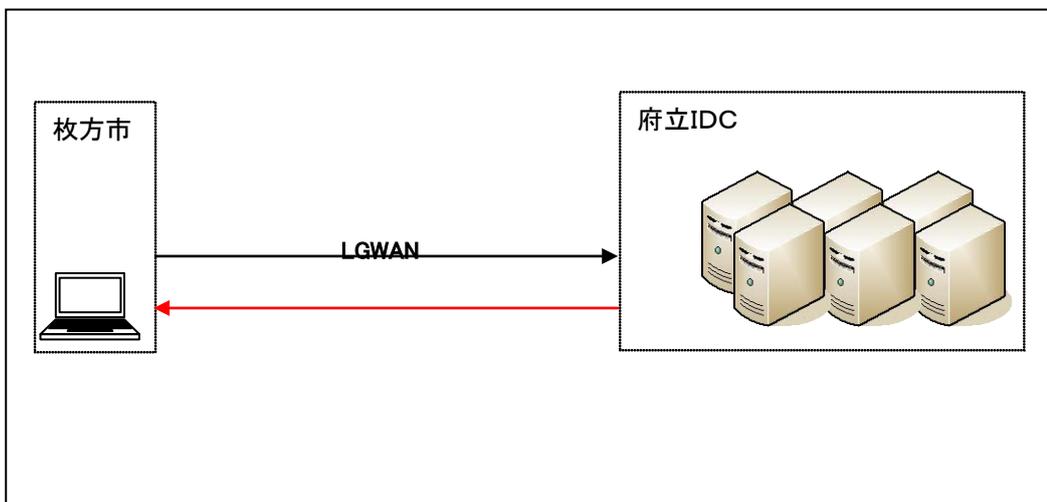
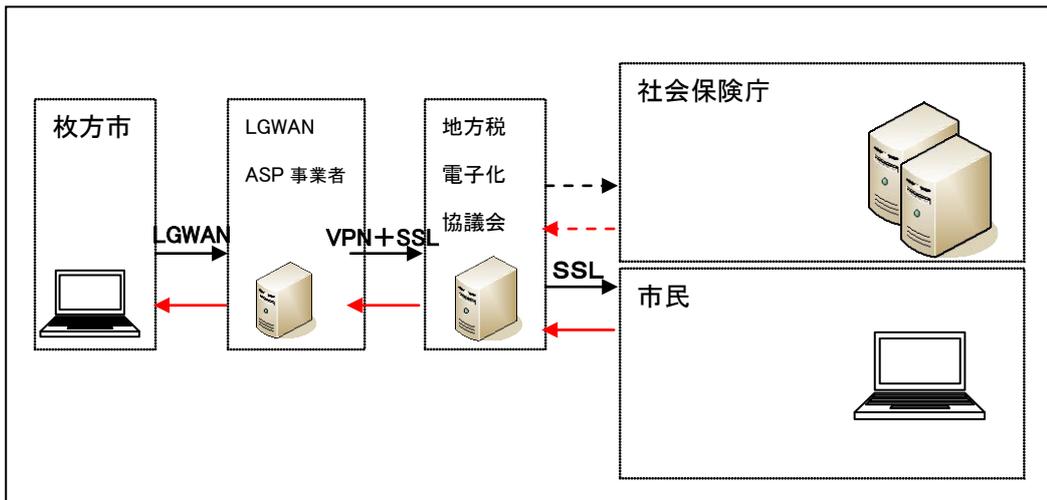
### (5) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

## 3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプD)



## 1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

## 2 技術的セキュリティ対策

### (1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。

⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。

**(2) コンピュータウイルス対策**

① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

**(3) 機器等の廃棄及び修理**

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。

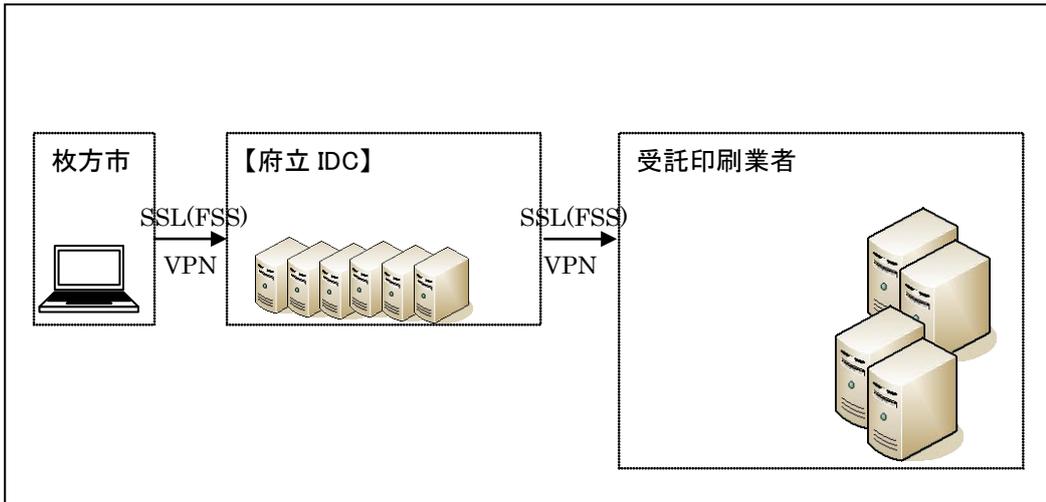
**(4) ネットワーク**

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

**3 人的セキュリティ対策**

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプE)



## 1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

## 2 技術的セキュリティ対策

### (1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

### (2) 認証

- ① 端末機のオペレーティングシステムの起動時には、府立 IDC が発行する IC カードによる認証と ID、パスワードの入力を要求する。
- ② 端末機から業務サーバへのアクセスについては、IC カードを利用して接続を制限し、業務に必要なデータの閲覧を禁止している。
- ③ 端末機からサーバへのアクセスに際しては、当該端末機とサーバとの間に暗号化通信により保護された仮想の専用ネットワーク（VPN）を生成し、万一の盗聴に対処している。

- ④ 各システムへのアクセスについて、ICカードの挿入確認と各システムが独自で持つID、パスワードの入力を要求する。
- ⑤ 端末機からサーバへのアクセスについては、自動的に履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等に対処している。

**(3) 暗号化**

- ① 府立IDCが発行するICカードには、秘密鍵を保持させ、ワンタイムによるパスワードを生成する。

**(4) コンピュータウイルス対策**

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

**(5) 機器等の廃棄及び修理**

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。

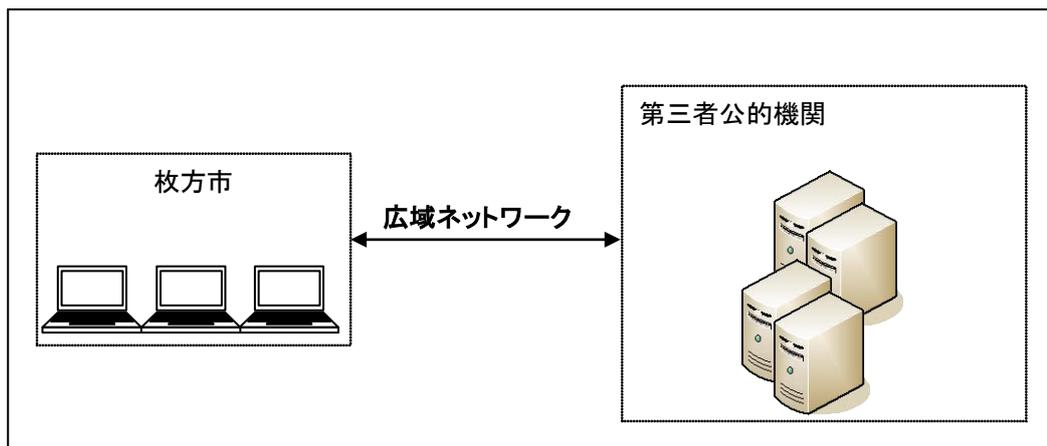
**(6) ネットワーク**

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

**3 人的セキュリティ対策**

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプF)



## 1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

## 2 技術的セキュリティ対策

### (1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。

### (2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

### (3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。

### (4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵

入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。

- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

### 3 人的セキュリティ対策

- ①事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ②従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

5. 審査会答申

情個審答申第 44 号

平成 25 年 4 月 2 日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 24 年 12 月 21 日付け土交第 299 号により諮問のあった不存在決定（平成 24 年 10 月 24 日付け土交第 250 号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）は、公文書不存在の決定を取り消し、請求を却下すべきである。

## 第二 本件異議申立ての経過

### 1 公開の請求

平成24年10月9日、異議申立人は、枚方市情報公開条例（以下「条例」という。）5条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て ※保存期間の勘違いにより本来公開すべき文書を勝手に制限しないようにすること ※保存期間が満了であっても廃棄処分されていない文書は対象とすること」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

平成24年10月24日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき公文書不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（公文書不存在の理由）

当課において現に保管、保存している文書の中に、当該文書を起案し、回議し始めた時点における当該文書の状況を記録したものは存在しないため。

### 3 異議申立て

平成24年12月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

## 第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全ての公開の決定を求める。

## 第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述を総合すると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求を行った理由は、本件請求前に行った別の公開請求において、施行日が印刷

された施行文書そのもので決裁を受けた複数の起案文書が公開されたので、実施機関に対し、決裁後に施行日を記入するのが通常の文書処理ではないかと問合わせたと、施行日を記入した起案文書で決裁を受けることは通常の文書処理との説明を受けたためである。ここからすると、少なくとも先に公開された複数の起案文書については、本件請求の公開対象となるはずである。

- 2 本件処分理由の説明によれば、本件請求は「状況に関する情報」を請求したことになるが、実施機関が職務上作成し、実施機関が管理している文書を請求したことは明らかである。実施機関で管理している文書を全て確認したが該当する文書がないため不存在という説明なら理解できるが、請求内容そのものが「状況に関する」ものであって「公文書」ではないともとれる説明は理解できない。
- 3 本件処分の2日前に、実施機関の担当者から「対象文書が多くあるため、請求内容を年次やグループで絞れないか」との電話があったが、どれだけ多いのか提示されないと判断できないと答えた。さらに「決裁後に差し替えたものか、決裁前から日付が入っていたものか解らず、起案者一人ひとりに聞いていくことになる」と言われたが、それは保存文書を確認すれば分かることで、起案者に確認する必要性についてこちらから言及したことはなく、時間が必要ならば決定期間を延長しても差し支えないと提案した。また、本件請求前に行った別の公開請求に対する不存在決定を例に挙げ、説明もなく不存在としないよう、併せてお願いした。しかし実施機関は、何ら説明もなく、また期間延長の手続きもなく本件処分を行った。前述の電話のやり取りは、対象文書の絞り込みのための調整手続きであって、この時点で実施機関は請求目的を十分認識していたにもかかわらず、何ら説明もないまま不存在の決定を行ったことは、市民の知る権利を侵害し、条例の目的に反した行為である。
- 4 本件処分の2日後、実施機関に対し、本件処分理由の説明を求めて電話をかけたところ、担当者が不在だったので、応対した別の職員に、後日担当者から電話をもらえるよう頼んだ。直後に、情報公開窓口で電話をかけ、本件処分理由の説明を求めたところ、本件処分理由の説明や、請求者の意図に合致する請求内容の教示は実施機関がすべきこととのことだったので、それらの説明や教示について、実施機関への伝言を頼んで電話を切った。しかしその後一切連絡がないまま一か月半以上が経過した。別件でこちらから実施機関に電話した際、なぜ一か月半以上も連絡がなかったのか問合せたところ、「情報公開窓口が説明したと言っていた」とのことだった。情報公開窓口と実施機関との間で、連絡調整が十分にできていないことは、制度運用上、問題である。
- 5 以上のように、実施機関は、本件請求の経緯と目的を把握し、対象文書の存在を認め

た上でその特定作業を進めておきながら、請求内容を理由に不存在とした。適切な請求内容の指導を行わなかっただけでなく、本件処分後に実施機関に依頼している本件処分理由の説明や請求者の意図に合致する請求内容の教示を全く行わない姿勢は、情報公開制度の趣旨に対する認識が十分でないだけでなく、市政に対する市民の知る権利を侵害するとともに、市政に対する信頼性を損なわせる。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の公文書不存在通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例において、公開の対象となる情報は「実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているもの」と規定されていて、「実施機関が管理しているもの」とは、文書取扱規程等に基づき、現に実施機関が保管・保存しているものをいうとされている。
- 2 実施機関が保管・保存している公文書は、決裁後のものであるが、決裁後の公文書を見ても、「案文に日付を入れて決裁を取った」かどうかを確認することは容易ではない。施行日が手書きであっても、記入が決裁後とは限らず、施行日が印字されていても、記入が決裁前とは断定できない。当該文書の処理に関係した者一人ひとりに、当該処理がどのようなであったかを聴取するという方法はあるかもしれないが、当該聴取内容はあくまで個人の記憶であり、実施機関においてそれが真実かどうか確認する手段はない。
- 3 このように本件請求は、実施機関が現に保管・保存している決裁後の文書からは到底判読できない情報について実施機関に調査・判断を求めるものにほかならず、情報公開請求については、実施機関が管理している公文書について行われることを規定している条例にそぐわないものである。

## 第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件請求に係る情報の内容は、「交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て」である。

条例により公開を請求することができるのは、「実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているものに記録されている情報」（条例2条1号）である。また、情報の公開を請求しようとするものは、請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項を記載した請求書を、実施機関に提出しなければならない（条例8条1項2号）。

本件請求の趣旨に鑑みれば、異議申立人が欲しているところの情報は、「起案段階において施行日の日付が記載されていた文書に記録されている情報」であり、請求の対象となる文書は、実施機関（交通対策課）が管理している文書のうち、起案段階において施行日の日付が記載されていた文書ということになる。

これらの文書を特定するには、交通対策課が保管する全ての文書について、その施行日の記入が決裁完了の前後のどちらであったかを判別しなければならないこととなる。

2 この点について、実施機関は、施行日の記入が決裁完了の前後どちらであったかを判別することは不可能とし、その理由として、①施行日の記入が決裁完了の前後どちらであったかに応じて文書を区別して保管・保存したり、どちらであったかを記録したりしていない、②施行日には、手書きのものや、印字されたものがあるが、そのような違いから施行日の記入が決裁完了の前後どちらであったかを正確に確定することはできない、③文書の作成担当者が施行日の記入がいつだったかを覚えていたとしても、担当者の記憶という不確実なものを根拠に本件請求の対象文書を特定することは適切でなく、まして、作成から複数年を経過した文書について、担当者の記憶に頼ることは現実的でない、などと主張するが、いずれも首肯できるものであり、かつ、これらの他に施行日がいつ記入されたかを判別する方法や知り得べき事情があるとも考えられない。

よって、本件請求に係る情報を特定することは、異議申立人が本件処分に先立って実施機関になした発言等の内容のみを前提とする限り、事実上不可能であると言わざるを得ない。

3 ところで、実施機関は、本件請求について公文書不存在との決定をした。しかし、実施機関が異議申立人に行った説明からも明らかなように、交通対策課が保管・保存する文書で、施行日の記入が決裁完了前であったものは、それらを特定することは困難であるとしても、実際に存在することに疑いはない。

本件請求は、対象文書が存在しないのではなく、対象文書を特定できないというべきものであり、条例8条に規定する情報公開請求書に記載すべき事項のうち、同条1項2号で規定する「請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項」を欠く

請求であるから、このような請求は、形式上の要件を欠くものとして、却下すべきであったと判断せざるを得ない。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 5 付言

本件処分に対する当審査会の判断は以上のとおりであるが、本件審査の過程において、実施機関が請求者に対して行う説明及び助言に関し、指摘を要する点があるので、当審査会として一言付言しておく。

枚方市の情報公開制度は、誰もが分かりやすく、利用しやすいものとするため、条例9条において、実施機関に対し、請求者が公開を求める情報を特定するために必要な説明や助言を行う義務を課している。この説明と助言については、例えば「請求のあった情報が当該実施機関に不存在の場合であっても、他の実施機関にある場合はその旨を請求者に説明するなど、請求者の立場から対応を行なうものとする。」（情報公開事務及び個人情報保護事務の手引）とされているところである。

本件において、実施機関は、本件処分の2日前の異議申立人との電話の中で、本件処分の概要と、請求内容の補正が必要である旨を説明したとのことである。しかし、異議申立人から聴取した限り、異議申立人に十分な説明を受けたとの認識はなく、少なくとも説明の内容を十分には理解していなかったことが伺える。また、実施機関からの十分な説明があれば、適正な補正がなされていたのではないかとも思われる。さらに、異議申立人が本件請求に至った理由は、実施機関に対する不信感に根ざしたもので、一部に異議申立人の誤解があるとしても、その不信感と誤解は、十分な説明により解消し得たと考えられる。以上のことからすると、本件請求に関する実施機関の説明と助言は不十分であったと言わざるを得ない。

このような事情を考慮して、当審査会としては、実施機関に対し、今後の請求については、条例9条の趣旨を十分に踏まえ、説明と助言を尽くすよう求めるとともに、本件異議申立人についても、必要があれば、その意図に合致するような請求の内容を教示し、当該内容をもって改めて請求を受ける等の対応を行うよう要望する。

#### 第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
平成24年12月21日	諮問書の收受
平成25年1月30日	決定理由説明書の收受
平成25年2月25日	決定理由説明書に対する意見書の收受

平成25年 3月 1日	事案説明並びに異議申立人及び実施機関の意見聴取
平成25年 4月 2日	実施機関の説明聴取・審査・答申

情個審答申第 45 号

平成 25 年 11 月 27 日

枚方市固定資産評価審査委員会

委員長 松 葉 知 幸 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 25 年 4 月 26 日付け枚固審第 4 号により諮問のあった不存在決定（平成 25 年 2 月 19 日付け枚固審第 119 号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

枚方市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

## 第二 本件異議申立ての経過

### 1 開示の請求

平成25年2月8日、異議申立人は、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）20条1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下の自己情報が記録された公文書（以下「本件文書」という。）の閲覧及び写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

「次の各事項について、固定資産評価審査委員会において審査、検証（平成24年度に本人がした審査申出に係るものに限る。）したことが分かる文書等資料 ①標準宅地の価格評定については、基本的には不動産鑑定士等が行うものであるが、その際には、全市の宅地評価の適正化と均衡を図るため、不動産鑑定士等との鑑定評価地等に係る合同調査の実施や十分な意見交換等を行うこととする。②路線価の付設が終了した場合は、最終的に全路線価の均衡が維持されているかどうか綿密に検討し、適正な評価の実施に努める。③基準宅地と各標準宅地及び標準宅地相互間の均衡を検討する場合には、基準宅地と各標準宅地の価格の評定の基礎となった関係売買地等を一表に集約した表を作成し、その表の上で、基準宅地を100とした場合の各標準宅地及び関係売買地の比率を求め、全体としての傾向線をまず把握する。そしてその傾向線から著しく逸脱しているものがあるときは、その原因を究明し、評定の内容等に誤りがあるかどうかを検討し、もし誤りがあればこれに所要の修正を行い、また評定内容について誤りがない場合においても、その逸脱した理由について明らかにしておく必要がある。」

### 2 実施機関の決定

平成25年2月19日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき自己情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（自己情報不存在の理由）

当委員会において、上記事項に係る審査又は検証を行っていないため。

### 3 異議申立て

平成25年4月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

### 第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の決定を求める。

### 第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述を総合すると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人は、枚方市長が異議申立人の所有する土地（以下「本件土地」という。）に対して賦課課税評定した価格である評価額について、均衡のとれた公平で適正な価格が保持されているとは云えず、同一状況類似地域内で駅により近くて道幅も広い路線の路線価等よりも本件土地の路線の路線価等の方が高いものが散見されること、造成住宅や隣接の普通住宅と比準しても本件土地の方が高いこと、標準宅地相互間のバランス調整に欠けていること等を理由として、平成24年7月2日付けで実施機関に審査の申出をした（以下「本件審査申出」という。）。

これに対し、実施機関は、平成24年12月13日、「当委員会は、書面審理、実地調査及び意見陳述を通じ、「固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）及び枚方市固定資産評価事務取扱要領（土地編）（以下「要領」という。）に照らして審査した結果、市の評価は適正であると認める。」とし、本件審査申出を棄却した。

2 そこで、実施機関の審査内容について確認すべく、平成25年2月8日、要領に記載された宅地評価、路線価及び標準宅地相互間のバランス調整に関する事項について、本件審査申出に係る審査において、審査、検証されたことが分かる文書等資料の開示を求め、本件請求を行った。これに対し、実施機関は、「当委員会において、上記事項に係る審査又は検証は行っていないため。」との理由で本件処分を行った。

3 このように、実施機関は、一方で「要領に照らして審査した結果、市の評価は適正と認める」との理由で本件審査申出を棄却し、他方で、要領に記載のある本件請求内容の①ないし③（以下「特定事項」という。）について「審査・検証は行っていない」との理由で本件処分を行っている。異議申立人は、「要領に照らして審査した」との本件審査申出棄却理由から、要領全般について審理を尽くし、当然、路線価及び標準宅地間等のバランス調整についても審査したものと考えており、本件処分理由は本件審査申出棄却理由と整合性を欠く。これに納得できなかったため、本件異議申立てに及んだ。

4 あわせて、実施機関の審査方法に疑問があるため、以下の事項についての説明を求める。

- (1) 特定事項について審査しなかったのであればその理由は何か。
- (2) 実施機関の審査範囲を明確にされたい。
- (3) 路線価の付設が適切か否かはどのように判断するのか。
- (4) 本件土地の路線価が適正か否かは、標準宅地と基準宅地の路線価を比準することで足り、それ以外の審査は求められていないのか。
- (5) 基準宅地と各標準宅地及び各標準宅地相互間の均衡を検討する方法についてまで審査することは求められていないとする理由は何か。路線価の面的バランスの不均衡に関する主張は審査しないのか。その理由は何か。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の自己情報不存在通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求は、本件審査申出に係る審査において、実施機関が、特定事項について審査、検証した事実を確認できる、客観的資料の開示を求めたものであると解される。

特定事項は、要領において、評価庁が市全体での固定資産評価の均衡を図るための手法として定められているものだが、個別具体的な価格を審査の対象とする実施機関においては直接の審査対象としていない。

- 2 その理由は、実施機関の権能が「固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する」（地方税法（以下「法」という。）423条1項）ものとされており、一方、審査の申出については、「固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる」（法432条1項）とされているためである。

換言すると、実施機関は、あくまで審査申出人（納税者）に係る固定資産の価格についての不服を審査するものであり、特定事項のように、「全市の宅地評価の適正化と均衡を図るため」の手法、「全路線価の均衡が維持されているかどうか」の検討内容及び「基準宅地と各標準宅地及び標準宅地相互間の均衡を検討する」手法についてまで審査することは求められていないと解されるためである。

また、実施機関の審査の範囲については「当該宅地の評価が固定資産評価基準に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たり、比準した標準宅地との間で評価に不均衡がないかどうかを審査し、その限度で判断されれば足りる」との最高裁判所の判断が下されているところでもあり（昭和61年（行ツ）第138号 平成2年1月18日第一小法廷判決）、現在、実施機関における審査はこの判断にそって行われて

いる。

- 3 このように、実施機関は、あくまで個別具体的な価格を審査対象としているのであって、審査申出人から、路線価や標準宅地相互間の不均衡が本件土地の価格に影響を与えているとの具体的な主張がある場合はともかく、そのような事情がない本件審査申出において、不均衡に関する審査、つまり特定事項についての審査や検証を行うことはなく、このため、本件文書も存在しない。

## 第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件文書について

本件文書は、本件審査申出に係る審査において、特定事項が審査、検討されたことが分かる文書等資料である。特定事項は、市全体での固定資産評価の均衡を図るための手法に係る要領記載事項を抜粋したものであるから、本件請求は、本件土地の評価額の適正さを審査する際に、他の路線価等との均衡について審査したことが分かる客観的な資料を求めたものと認められる。

### 2 本件文書の存否について

固定資産評価額は、法388条1項により総務大臣が定めた評価基準に基づき、評価庁である市長が決定する。実施機関の説明によると、本件土地は、いくつかある評価法のうち、宅地の利用上の便等からみて相当に相違する地域ごとに区分し、当該地域の主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定し、当該標準宅地の単位地積当たりの適正な時価に基づいて路線価を付設し、当該路線価を基礎として各筆の宅地の評点を付設する、「市街地宅地評価法」により評価するとのことである。

実施機関は、法423条に基づき、固定資産評価台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された行政委員会であるが、実施機関の当初の説明によると、宅地の評価額の適正さを審査するに当たっては、当該宅地の評価が評価基準に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たって比準した標準宅地との間で評価に不均衡がないかのみを検討するとのことであった。

このような審査方法によれば、本件審査申出においては、本件土地が市街地宅地評価法により適正に評価されたか、本件土地の評価額が標準宅地と比準して適正なものか否かのみを判断することになる。それゆえ、本件土地の評価の基礎とならない他の宅地や路線価との均衡及び本件土地の所属する状況類似地域の標準宅地と他の標準宅地の均衡

については、そもそも、実施機関の審査対象とならないこととなる。しかしながら、口頭意見陳述において、実施機関に審査対象の範囲について確認したところ、審査申出人から、路線価等の不均衡が当該審査申出に係る価格に影響を与えているとの具体的な主張がある場合には、不均衡に関する審査を行うことはあり得ることとされた。

そこで、異議申立人と実施機関の双方から改めて意見を聴取するとともに、本件審査申出に係る審査の経過を記録した実施機関の議事録等を見分することとした。

その結果、本件審査申出における異議申立人の主張に上に述べた意味での具体性はなく、したがって、路線価等の不均衡の問題は、本件審査申出に係る審査の対象に含まれないと判断したとの実施機関の説明に、特に不審な点は認められず、実施機関の以上の説明内容は、事実であると認められる。

これに対し、異議申立人は、実施機関の本件審査申出に係る審査の方法等について縷々不服を述べるが、上述の判断に至る実施機関の法解釈や事実認定が適正か否かは、当審査会の審査に影響を及ぼすものではなく、また、当審査会の判断し得るところでもない。当審査会の審査に当たっては、実施機関の上述の判断が、実施機関として適正であると考えたところにしたがって行われたものであるとの実施機関による説明が、虚偽の事実を述べているものではないことが認められれば十分である。

以上からすると、実施機関は、本件審査申出に係る審査において、市全体での固定資産評価の均衡に係る特定事項については審査、検証しておらず、そのため本件文書は存在しないと認められる。

3 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
平成25年 4月26日	諮問書の收受
平成25年 5月22日	決定理由説明書の收受
平成25年 6月24日	決定理由説明書に対する意見書の收受
平成25年 7月 8日	事案説明並びに異議申立人及び実施機関の意見聴取
平成25年 8月28日	審査
平成25年 9月25日	実施機関の意見聴取
平成25年10月28日	異議申立人の意見聴取
平成25年11月27日	審査・答申

## 6. 条例及び施行規則

### 枚方市情報公開条例

平成9年12月15日  
条例第23号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第15条）
- 第5章 雑則（第16条—第21条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- (2) 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

##### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

##### （利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

#### 第2章 情報の公開

##### （情報の公開の請求）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報
  - ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
  - ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報
- (2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報
  - ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
- (4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 公開しないと約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形

成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの

(部分公開)

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をしたもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定（第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が不存在であるため情報を公開できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合にお

いて、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

- 5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により手続をとつた場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（手数料及び費用負担）

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料

(2) 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

- 2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 救済手続

（救済手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

い。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

(市長の調整)

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開の請求手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報の公開の請求書の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開の方法

(2) 次に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれに定める事項

イ 条例第5条第1項第2号に掲げるもの そのものが本市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 条例第5条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 条例第5条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 条例第5条第1項第5号に掲げる者 その市税の税目名

ホ 条例第5条第1項第6号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に関してそのものが有する利害関係の内容

(情報の公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報の公開の請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第3号）

(2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第5号）

(4) 情報の公開の請求のあった公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書（様式第6号）

(第三者に対する通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開請求通知書（様式第7号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報公開請求意見書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(情報の公開の申出)

第7条 情報の公開の申出は、情報公開申出書（様式第10号）により行うものとする。

2 情報の公開の申出に対する回答は、情報公開申出回答書（様式第11号）により行うものとする。

（情報の公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第1項の規定による情報の公開（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付

(2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による情報の公開を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 情報の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき原則として1部とする。

（手数料及び費用負担）

第9条 条例第13条に規定する手数料及び費用は、情報の公開までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第10条 条例第17条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第11条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 情報の公開の請求及び決定の状況

(2) 不服申立ての状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の収集等の制限（第7条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第15条）
- 第4章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第5章 救済手続（第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第32条）
- 第7章 罰則（第33条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに際しては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

## 第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めに基づくとき、又は実施機関が枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

4 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をする場合は、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、前条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施機関相互における個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。

- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報に公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより目的外利用をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、第8条第1項に規定する収集目的の範囲を超える市以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報に公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

### 第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル（所定の様式に従って個人情報が記録されている台帳、名簿等であつて氏名、番号等により個人を特定することができる個人情報の集合物をいう。以下同じ。）を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、公表し、市民の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保管する個人情報について、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする
- こと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託業務の適正管理)

第13条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、受託者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理業務の適正管理)

第13条の2 実施機関から個人情報の処理業務を伴う公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 実施機関は、前項の指定に当たっては、指定管理者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(電子計算組織による個人情報の記録)

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 実施機関は、第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令等に定めがある場合その他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われる場合は、審議会の意見を聴いて、電子計算組織に記録することができる。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意

見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 第4章 自己情報の開示等

##### (開示の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書（枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のもので正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認められたもの

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

##### (訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあるとき、その訂正を請求することができる。

##### (削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたとき、その削除を請求することができる。

##### (中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第10条第1項の規定に反して、自己情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）がされているとき、その中止を請求することができる。

##### (開示等の請求手続)

第20条 第16条の規定による開示、第17条の規定による訂正、第18条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用等の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(説明及び助言)

第21条 自己情報の開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては45日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定（第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項により手続をとった場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関

の定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、自己情報の開示等をしなければならない。

2 自己情報の開示は、当該開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、その公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写し(前条第3項に規定する写しを含む。)の交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第5章 救済手続

(救済手続)

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

## 第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第28条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記載の訂正若しくは記録の削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として管理される個人情報については、適用しない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に著しく反する行為を行っていることを認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイルであって、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 第33条、第34条及び前条の規定は、枚方市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、第22条第1項の決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の手続)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項ただし書の規定により目的外利用をしようとする課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長は、個人情報目的外利用依頼書（様式第 2 号）を当該個人情報を保管する課の個人情報管理責任者（第 8 条に規定する個人情報管理責任者をいう。次項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、個人情報目的外利用承認書（様式第 3 号）により目的外利用をしようとする課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により依頼を受けたときは、口頭によることができる。

(外部提供の手続)

第 4 条 実施機関は、条例第 10 条第 1 項ただし書の規定により外部提供をするときは、国又は他の地方公共団体からの照会の場合を除き、次に掲げる事項（使用の目的等により該当のない事項を除く。）について条件を付した覚書を作成するものとする。ただし、緊急その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務
- (5) 使用又は保管に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けたものが前項各号に掲げる条件に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命ずるものとする。

(目的外利用等の記録票の作成)

第 5 条 実施機関は、目的外利用等（目的外利用をさせ、又は外部提供をすることをいう。）を行ったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに個人情報目的外利用等記録票（様式第 4 号）を作成するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体からの照会である場合
- (2) 個人情報目的外利用承認書を作成している場合

(目的外利用等の通知)

第6条 条例第9条第2項又は条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書（様式第5号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

（個人情報ファイルの届出）

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（様式第7号）により行うものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

（個人情報管理責任者）

第8条 条例第12条の個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）第3条第1項の表に規定する課長の職にある者（これに相当する職を含む。）をもって充てる。

（処理委託等の条件）

第9条 実施機関は、条例第13条第2項の個人情報の処理業務の委託又は条例第13条の2第2項の指定に当たっては、次に掲げる事項（契約の性質又は目的により該当のない事項を除く。）について条件を付すものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 提供資料の返還義務
- (5) 事務管理に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 再委託等の禁止又は制限
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (9) 前各号の条件に違反した場合の契約解除に関する事項

（自己情報の開示等の請求手続）

第10条 条例第20条第1項の規定による請求は、自己情報開示等請求書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 訂正、削除又は中止の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第2項の規則で定める代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき 法定代理人
- (2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき 実施機関が適当と認める代理人

4 条例第20条第2項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類
- (2) 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状等代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類  
(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第11条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

（自己情報の開示等の請求に係る決定の通知）

第12条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書（様式第10号）
- (2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書（様式第11号）
- (3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書（様式第12号）
- (4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書（様式第13号）

（第三者に対する通知）

第13条 条例第23条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示請求通知書（様式第14号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報開示請求意見書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第23条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第16号）により行うものとする。

（自己情報の開示の実施方法等）

第14条 条例第24条第2項の規定による自己情報の開示（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の上で行うものとする。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による開示を受ける者が自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書（様式第17号）により行うものとする。

5 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

（写しの交付に要する費用）

第15条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第16条 条例第28条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第17条 条例第29条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 個人情報ファイルの届出等の状況

(2) 電子計算組織に記録している個人情報の記録項目の概要

(3) 電子計算組織による主な事務処理状況

(4) 開示等の請求及び決定の状況

(5) 不服申立ての状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(設置等)

第 1 条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第 3 条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第 6 条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成する

ことができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

別表(第1条、第2条関係)〔抜粋〕

1 市長の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15 人 以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第10条第1項及び枚方市個人情報保護条例第22条第1項の決定についての不服申立てに関する審査	5 人 以 内	学識経験を有する者	

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況  
平成26年10月  
編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課  
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
電話 072-841-1294  
FAX 072-841-3039  
<http://www.city.hirakata.osaka.jp>